

## 1 災害関連死事例集作成の経緯、目的等

### (1) 経緯・目的

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らすよう、政府全体として避難所の生活環境等の改善に取り組んできている。

災害関連死に関する報告書としては、復興庁から東日本大震災に係るものとして「東日本大震災における震災関連死に関する報告」（平成 24 年 8 月 21 日 震災関連死に関する検討会）、「福島県における震災関連死防止のための検討報告」（平成 25 年 3 月 29 日 復興庁）が、熊本県から平成 28 年熊本地震に係るものとして「震災関連死の概況について」（平成 30 年 3 月 12 日及び令和 3 年 4 月 9 日 熊本県報道資料）がそれぞれ公表されている。

災害関連死を減らすためにも、まずはその数を把握することが重要であると考えられることから、平成 31 年 4 月に、内閣府において災害関連死を「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）」と定義し、関係省庁と共有するとともに、都道府県等に周知したところである。

災害弔慰金は、災害を直接の死因として死亡した場合だけではなく、災害に起因して生活環境の悪化などによって死亡した場合などの、いわゆる災害関連死の場合も、市町村が災害により死亡したと認定した場合には支給の対象としており、その死亡の原因が災害に関連するものであるかどうかについては、市町村がいわゆる相当の因果関係により判断することとされている。

こうしたことから、市町村における災害関連死認定基準や審査会等の例とともに、災害関連死の認定・不認定例、判例を事例集として示すことにより、市町村による災害関連死の認定が円滑、適切に行われることを目的として本事例集を作成したものである。

### (2) 本事例集の構成

本事例集の主な構成は次のとおり。

- ・市町村における災害関連死認定の考え方
- ・災害関連死の事例
- ・災害関連死に係る裁判例

このほか、参考として、

- ・東日本大震災における震災関連死に関する報告（平成 24 年 復興庁）
  - ・福島県における震災関連死防止のための検討報告（平成 25 年 復興庁）
  - ・震災関連死の概況について（平成 30 年及び令和 3 年 熊本県）
- 等を掲載している。

## 2 災害関連死の考え方等

### (1) 災害関連死の定義

地震による建物の倒壊や津波などによる直接的・物理的な原因ではなく、災害による負傷の悪化や避難生活等の身体的負担による疾病により死亡する、いわゆる「災害関連死」については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成23年に発生した東日本大震災、平成28年に発生した熊本地震など、大規模な災害が発生した際、報道等において取り上げられたが、政府における明確な定義はなかった。

政府においては、従来から、災害時において避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を少しでも減らすよう、政府全体として避難所の生活環境の改善に取り組んできたところであるが、災害関連死を減らすためには、まずはその数を把握することが重要であるという認識の下で、平成31年4月に次のように災害関連死の定義を定め、関係省庁と共有するとともに自治体への周知を行った。

#### 【災害関連死の定義】

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

なお、定義では、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡」とあるところ、避難生活等における身体的負担によるものであれば、精神疾患による自殺も含まれることとしている。（参考資料(2)災害関連死定義の解説②参照）

### (2) 市町村における災害関連死認定の考え方

#### ① 東日本大震災後の厚生労働省からの情報提供

東日本大震災後、災害弔慰金等の支給事務の参考に資するため、「災害関連死に対する災害弔慰金等の対応（情報提供）」（平成23年4月30日付け事務連絡）にて、厚生労働省から都道府県に対し、過去の災害における事例として、新潟中越地震の例の情報提供が行われた。（参考資料(3)参照）

#### ② 災害関連死認定の考え方の例（参考資料(4)参照）

災害関連死の認定に当たっては、市町村等において、災害関連死の認定基準を定め、市町村等の審査会において、個々の事案ごとに審査されている。

以下は、市町村等の認定基準の事例について、対象災害や認定基準の観点から、今後、認定基準を作成する自治体の参考となるよう整理したものである。

## ア 対象災害について

東日本大震災や熊本地震など災害を特定して認定基準を定めているもの（例：岩手県（資料①）、常総市（資料②）、熊本市（資料③）、倉敷市（資料④））がある一方、特定の災害に限定することなく認定基準を定めているもの（例：岐阜市（資料⑤））がある。

## イ 市町村等で定めている認定基準の構成

災害関連死として認定する上で、相当因果関係が認められる場合などとして、以下の例がある。

- (ア) 基本的な考え方のみを規定している認定基準（例：常総市（資料②））
- (イ) 災害と死亡との関連性があると推定される事項（例：環境の激変、医療環境・介護環境の激変）を規定している認定基準（例：熊本市（資料③）、倉敷市（資料④）、岐阜市（資料⑤））
- (ウ) 災害と死亡との関連性がないと判断し得る事項（例：災害後に、災害とは明らかに別の原因で発病した疾病が原因で死亡した場合、偶然による事故）を相当因果関係がないと認められるものと規定している認定基準（例：岩手県（資料①）、熊本市（資料③）、倉敷市（資料④）、岐阜市（資料⑤））
- (エ) その他因果関係の判断に当たっての留意事項（例：災害のショック、ストレスが原因と主張される場合には、死亡原因となった疾病等が、災害に遭遇したり目撃したりしたことで生じたものか否かについて、医学的に判断する。）を規定している認定基準（例：岩手県（資料①）、熊本市（資料③）、倉敷市（資料④））

資料名等	自治体名	備考
平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波災害関連死認定基準	岩手県※	資料①
常総市平成27年9月関東・東北豪雨災害関連死認定基準	茨城県常総市	資料②
平成28年熊本地震関連死認定基準 （平成28年4月14日発災）	熊本県熊本市	資料③
平成30年7月豪雨災害関連死認定基準	岡山県倉敷市	資料④
岐阜市災害関連死認定基準	岐阜県岐阜市	資料⑤

※岩手県においては、災害弔慰金等審査事務を県に委託している市町村は、共通の審査基準により審査を行っている。

## ③ 審査会等の構成

審査会は、4名から5名で構成され、任期は2年としている。

その構成は、医師、弁護士のほか、学識経験者や自治体職員（例：気仙沼市（資料⑥））を審査会委員として条例に列記している例や、医師、弁護士以外の委員は、「その他市長が必要と認める者」とし、別途定めた規則に、医療ソーシャルワーカーや学識経験者その他市長が適当と認める者（例：広島市（資料⑦））を規定している例がある。

資料名等	自治体名	備考
災害弔慰金の支給等に関する条例	宮城県気仙沼市	資料⑥
広島市災害弔慰金の支給等に関する条例 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	広島県広島市	資料⑦

### 3 災害関連死の認定例・不認定例について

平成31年4月に災害関連死の定義を定め、都道府県から災害関連死の報告を求めている。これを受けて、本事例集においては、災害関連死の定義後の令和元年度に災害関連死として審査された事例について、都道府県に事例の詳細が分かる資料の提供を依頼し、そのうち都道府県から提出された資料や自治体へのヒアリング等を基に、内閣府において情報を整理し、分析を行った。

併せて、平成28年熊本地震の平成30年度以前の審査事例についても、熊本県に事例の詳細が分かる資料の提供を依頼し、熊本県から提出された資料やヒアリング等を基に、情報を整理し、分析を行った。

なお、東日本大震災及び平成28年熊本地震の災害関連死については、参考資料(5)ア、イ及び(6)のように整理、分析されており、併せて参照されたい。

#### (1) 審査案件の状況

死亡時の年代、災害発生から死亡までの期間、死因区分等を性別に整理したものは、下記のとおり。

本事例集において取り扱った事例は、災害関連死として認定された事例は73件、認定されなかった事例は25件である。

#### ① 災害別・性別審査結果

亡くなった方73名中、男性34名(約53%)、女性39名(約53%)であった。

災害名	認定			(参考)不認定		
	男	女	合計	男	女	合計
東日本大震災	2	5	7	9	1	10
平成27年関東・東北豪雨	—	1	1	—	—	—
熊本地震	12	8	20	—	—	—
平成29年台風21号	—	1	1	—	—	—
平成30年7月豪雨	16	17	33	6	4	10
北海道胆振東部地震	1	2	3	3	1	4
令和元年台風15号	1	1	2	—	—	—
令和元年台風19号	2	4	6	—	1	1
合計	34	39	73	18	7	25
割合	46.6%	53.4%	—	—	—	—

なお、東日本大震災においては、岩手県、宮城県及び福島県の3県で、1,263名中男性602名(約48%)、女性650名(約51%)、不明11名(0.9%)であった<sup>※</sup>。

※ 「東日本大震災における震災関連死に関する報告」(平成24年8月21日 震災関連死に関する検討会)から。以下同じ。

	男	女	不明	合計
岩手県及び宮城県	273	256		529
福島県	329	394	11	734
合計	602	650	11	1,263

(備考) 1. 市町村からの提供資料(死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等)に記載がない方については、氏名から推測し、分類。  
2. 「(参考)全体の「合計」」には、岩手県、宮城県、福島県の3県以外の1都6県における震災関連死死者数を含んでいる。

また、熊本地震においては、218名中男性115名(約53%)、女性103名(約47%)であった<sup>※</sup>。

※ 「震災関連死の概況について」(令和3年4月9日 熊本県報道資料)から。以下同じ。

	男性	女性	合計
人数	115	103	218
割合	52.8%	47.2%	

## ② 既往症の有無(認定のみ)

亡くなった73名中67名(約92%)に何らかの既往症があった。

	あり	なし	不明	合計
人数	67	4	2	73
割合	91.8%	5.5%	2.7%	

※ 「あり」は具体的な病名が記述されている方に加え、要介護認定を受けている方や薬を服用している方等を含む。

なお、東日本大震災においては、1,263名中814名(約64%)に既往症があった。

	あり	なし	不明	合計
岩手県及び宮城県	373	73	83	529
福島県	441	31	262	734
合計	814	104	345	1,263

また、熊本地震においては、218名中190名(約87%)に既往症があった。

	あり	なし	不明	合計
人数	190	21	7	218
割合	87.2%	9.6%	3.2%	

※ 「あり」は具体的な病名が記述されている方に加え、要介護認定を受けている方や薬を服用している方等を含む。

③ 死亡時の年代

70歳代以上の方が73名中62名(約85%)だった。

年 齢	認 定				(参考) 不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
10歳代		—	—	—	—	—	—
20歳代	—	—	—	—	—	—	—
30歳代	1	1	2	2.7%	—	—	—
40歳代	—	—	—	—	—	—	—
50歳代	3	—	3	4.1%	1	—	1
60歳代	2	4	6	8.2%	3	—	3
70歳代	12	9	21	28.8%	7	2	9
80歳代	14	11	25	34.2%	5	2	7
90歳代	2	13	15	20.5%	2	2	4
100歳以上	—	1	1	1.4%	—	1	1
合 計	34	39	73	—	18	7	25

なお、東日本大震災においては、60歳以上の方が1,263名中1,206名(約95%)だった。

	0~9歳	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	90~	100~	不明	合計
岩手県及び宮城県	1			3	8	20	53	102	239	96	7		529
福島県			2	2	7	13	59	136	310	188	16	1	734
	1		2	5	15	33	112	238	549	284	23	1	1,263

1,206人(約95%)

また、熊本地震においては、70歳以上の方が218名中、169名(約78%)だった。

	0-9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	合計
人数	2	1	0	4	2	9	31	46	75	45	3	218
割合	0.9%	0.5%	0.0%	1.8%	0.9%	4.1%	14.2%	21.1%	34.4%	20.6%	1.4%	

④ 災害発生から死亡までの期間

震災から3か月以内に亡くなられた方が73名中43名(約59%)だった。

期 間	認 定				(参考) 不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
1週間以内	5	4	9	12.3%	2	1	3
1月以内	8	9	17	23.3%	—	—	—
3月以内	6	12	17	23.3%	1	0	1
6月以内	8	9	17	23.3%	2	3	5
1年以内	6	1	7	9.6%	5	2	7
3年以内	1	3	4	5.5%	1	—	1
3年以上		2	2	2.7%	7	1	8
合 計	34	39	73	—	18	7	25

なお、東日本大震災においては、3か月以内に亡くなられた方が1,263名中986名(約78%)だった。

	～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H23.4.11～ (1年超)	合計
岩手県及び宮城県	144	196	134	40	15		529
福島県	86	182	244	174	48		734
合計	230	378	378	214	63		1,263
累計	230(約18%)	608(約48%)	986(約78%)				

また、熊本地震においては、3か月以内に亡くなられた方が、218名中177名(約81%)だった。

	1週間以内 H28.4.14- H28.4.21	1ヶ月以内 H28.4.22- H28.5.13	3ヶ月以内 H28.5.14- H28.7.13	6ヶ月以内 H28.7.14- H28.10.13	1年以内 H28.10.14- H29.4.13	1年以上 H29.4.14-	合 計
人 数	53	71	53	27	9	5	218
割 合	24.3%	32.6%	24.3%	12.4%	4.1%	2.3%	

⑤ 原因区分別（複数選択）（認定分のみ）

「避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）」が57名と最も多く、次に「電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担」の12名となっている。

原因	人数	割合
避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）	57	55.3%
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	12	11.7%
医療機関の機能停止（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	9	8.7%
社会福祉施設等の介護機能の低下	6	5.8%
多量の塵灰の吸引	1	1.0%
交通事情等による治療の遅れ	0	0.0%
救助・救護活動の激務	0	0.0%
その他（倒壊した家屋による外傷など）	18	17.5%
合計	103	—

(注) 1 死亡原因の項目は、「東日本大震災における震災関連死に関する報告」（平成24年8月21日 震災関連死に関する検討会）及び「震災関連死の概況について」（平成30年3月12日 熊本県報道資料）における項目を参考として設定している。

2 都道府県から提出された災害関連死調査表を基に、内閣府において情報を整理し、原因と考えられるものを複数選択。

なお、東日本大震災においては、「避難所等における生活の肉体的・精神的疲労」が638名と最も多く、次に「避難所等への移動中の肉体的・精神的疲労」が401名となっていた。

	1-1 病院の機能停止による初期治療の遅れ	1-2 病院の機能停止（転院を含む）による既往症の増悪	1-3 交通事情等による初期治療の遅れ	2 避難所等への移動中の肉体的・精神的疲労	3 避難所等における生活の肉体的・精神的疲労	4-1 地震・津波のストレスによる肉体的・精神的負担	4-2 原発事故のストレスによる肉体的・精神的負担	5-1 救助・救護活動等の激務	5-2 多量の塵灰の吸引	6-1 その他	6-2 不明	合計
岩手県及び宮城県	39	97	13	21	205	112	1	1		110	65	664
福島県	51	186	4	380	433	38	33			105	56	1,286
合計	90	283	17	401	638	150	34	1		215	121	1,950

(備考) 1. 市町村からの提供資料（死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等）を基に、復興庁において情報を整理し、原因と考えられるものを複数選択。



また、熊本地震においては、「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」が112名と最も多く、次に「避難所等生活の肉体的・精神的負担」が81名となっていた。

原因	人数	割合
地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担	112	40.0%
避難所等生活の肉体的・精神的負担	81	28.9%
医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	46	16.4%
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	14	5.0%
社会福祉施設等の介護機能の低下	9	3.2%
交通事情等による治療の遅れ	2	0.7%
多量の塵灰の吸引	1	0.4%
救助・救護活動の激務	0	0.0%
その他（倒壊した家屋による外傷など）	15	5.4%
合計	280	

⑥ 死亡時の生活環境等区分（認定分のみ）

死亡（搬送）前の生活環境は、発災前から生活していた「自宅等」が最も多く73名中26名となっている。

生活環境	人数	割合	
発災時にいた場所及びその周辺	1	1.4%	
避難所等への移動中	0	0.0%	
避難所滞在中	5	6.8%	
仮設住宅滞在中	4	5.5%	
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	5	6.8%	
親戚や知人の家に滞在中	3	4.1%	
発災前と同じ居場所に滞在中の場合	自宅等	26	35.6%
	病院	4	5.5%
	介護施設	1	1.4%
入院又は入所後、1か月以上経過し亡くなった場合	病院	18	24.7%
	介護施設等	2	2.7%
その他・不明	4	5.5%	
合計	73	—	

(注) 1 生活環境の項目は、「東日本大震災における震災関連死に関する報告」（平成24年8月21日 震災関連死に関する検討会）及び「震災関連死の概況について」（平成30年3月12日 熊本県報道資料）における項目を参考として設定している。

2 原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を選択。

なお、東日本大震災においては、「その他のうち病院、介護施設等」が最も多く1,263名中、344名、次いで震災前と同じ「自宅等」が172名だった。

	1 震災発生時にいた場所及びその周辺	2 避難所等への移動中	3-1 避難所滞在中	3-2 仮設住宅滞在中	3-3 民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中	3-4 親戚や知人の家に滞在中	3-5 自宅等震災前と同じ居場所滞在中			4 その他(併せて具体的な滞在場所を記入すること)			合計
							自宅等	病院	介護施設等	病院	介護施設等	その他・不明	
岩手県及び宮城県	15	3	66	4	5	40	125	57	45	81	32	56	529
福島県	2	9	28	3	18	27	47	30	9	150	81	330	734
合計	17	12	94	7	23	67	172	87	54	231	113	386	1,263

(備考) 1. 原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を記入。  
2. ただし、亡くなった際の入院期間が1か月以上の場合は、「4. 病院」を記入。

また、熊本地震においては、「病院」に入院中や入院後に亡くなられた方が最も多く218名中85名、続いて震災前と同じ「自宅等」で81名となっている。

生活環境		人数	割合
発災時にいた場所及びその周辺		12	5.5%
避難所等への移動中		0	0.0%
避難所滞在中		10	4.6%
仮設住宅滞在中		1	0.5%
民間賃貸住宅・公営住宅等滞在中		0	0.0%
親戚や知人の家に滞在中		8	3.7%
発災前と同じ居場所に滞在中の場合	自宅等	81	37.2%
	病院	27	12.4%
	介護施設	17	7.8%
入院又は入所後、1ヶ月以上経過し亡くなった場合	病院	58	26.6%
	介護施設等	3	1.4%
その他・不明		1	0.5%
合計		218	

※ 原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を選択

- ⑦ 死因区分（認定分のみ）（原則、国際疾病分類第10回修正版に分類される疾病ごとに分類）  
73名のうち「呼吸器系の疾患」（約27%）と「循環器系の疾患」（約32%）で亡くなられた方が全体の約6割を占めていた。

死因分類	人数	割合
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	20	27.4%
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	23	31.5%
内因性の急死、突然死	7	9.6%
自殺	4	5.5%
感染症（敗血症など）	3	4.1%
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	4	5.5%
消化器系疾患（肝不全など）	1	1.4%
その他	11	15.1%
合計	73	—

（備考）都道府県から提出された災害関連死調査表を基に、内閣府において情報を整理。

なお、熊本地震においては、「呼吸器系の疾患」（約29%）や「循環器系の疾患」（約28%）で亡くなられた方が全体の約6割を占めていた。

死因分類	人数	割合
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	63	28.9%
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	60	27.5%
内因性の急死、突然死等	29	13.3%
自殺	19	8.7%
感染症（敗血症など）	14	6.4%
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	7	3.2%
消化器系疾患（肝不全など）	4	1.8%
その他（アナフィラキシーショック、出血性ショックなど）	22	10.1%
合計	218	

(2) 災害関連死審査個別事例（認定・不認定事例）

個別事例は、下記のとおり。認定事例、不認定事例に分け、発災から死亡までの期間が短いものから、災害別に整理した。

掲載する事例は、個別ケースの概要である。実際の認定に当たっては、より詳細な情報を踏まえて総合的に判断されているものであることに留意されたい。

なお、事例の概要は、個人が特定できないよう配慮した記載としている。

【認定事例】

No.	発災から死亡までの期間	災害区分	性別	年代	死 因
1	1週間以内	豪雨	男性	50歳代	虚血性心疾患
2	1週間以内	豪雨	女性	30歳代	熱中症
3	1週間以内	豪雨	女性	90歳代	播種性血管内凝固症候群
4	1週間以内	地震	男性	80歳代	内因性心臓死
5	1週間以内	地震	男性	80歳代	肺梗塞
6	1週間以内	地震	男性	70歳代	致死性不整脈
7	1週間以内	地震	女性	80歳代	右視床出血
8	1週間以内	台風	男性	80歳代	低酸素血症
9	1週間以内	台風	女性	90歳代	熱中症の疑い
10	1か月以内	豪雨	男性	70歳代	心室細動
11	1か月以内	豪雨	女性	70歳代	急性大動脈解離
12	1か月以内	地震	男性	80歳代	徐脈性心不全
13	1か月以内	地震	女性	80歳代	溺水による窒息
14	1か月以内	地震	女性	90歳代	多臓器不全
15	1か月以内	地震	女性	80歳代	心不全急性増悪
16	1か月以内	地震	女性	90歳代	急性呼吸不全
17	1か月以内	地震	女性	80歳代	誤嚥性肺炎
18	1か月以内	地震	男性	50歳代	内因性心臓死
19	1か月以内	地震	女性	70歳代	肺炎
20	1か月以内	地震	男性	70歳代	縊死
21	1か月以内	地震	男性	90歳代	慢性閉塞性肺疾患
22	1か月以内	地震	男性	80歳代	細菌性肺炎
23	1か月以内	地震	男性	80歳代	肺炎
24	1か月以内	台風	男性	80歳代	慢性心不全増悪
25	1か月以内	台風	女性	90歳代	老衰
26	1か月以内	台風	女性	60歳代	縊死
27	3か月以内	豪雨	女性	80歳代	脳梗塞
28	3か月以内	豪雨	女性	60歳代	心筋梗塞
29	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	うっ血性心不全
30	3か月以内	豪雨	男性	70歳代	脳梗塞

No.	発災から 死亡までの期間	災 害 区分	性別	年代	死 因
31	3か月以内	豪雨	男性	80歳代	誤嚥性肺炎
32	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	急性代謝性脳症
33	3か月以内	豪雨	男性	80歳代	敗血症
34	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	心不全
35	3か月以内	豪雨	女性	90歳代	心筋梗塞
36	3か月以内	豪雨	男性	80歳代	うっ血性心不全憎悪
37	3か月以内	地震	女性	80歳代	急性肺炎
38	3か月以内	地震	女性	100歳代	急性心不全
39	3か月以内	地震	男性	80歳代	多発性骨髄腫
40	3か月以内	地震	女性	90歳代	肺炎
41	3か月以内	台風	女性	80歳代	急性心不全
42	3か月以内	台風	男性	70歳代	肺炎による急性呼吸不全
43	3か月以内	台風	女性	90歳代	慢性腎不全
44	6か月以内	豪雨	女性	80歳代	慢性心不全
45	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	急性大動脈解離
46	6か月以内	豪雨	男性	70歳代	肺炎
47	6か月以内	豪雨	女性	80歳代	肺炎
48	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	心室細動
49	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	急性硬膜下血腫
50	6か月以内	豪雨	男性	50歳代	急性心筋梗塞
51	6か月以内	豪雨	男性	60歳代	脳幹部出血
52	6か月以内	豪雨	男性	80歳代	肺炎
53	6か月以内	豪雨	女性	70歳代	呼吸不全
54	6か月以内	豪雨	男性	80歳代	誤嚥性肺炎
55	6か月以内	豪雨	女性	60歳代	くも膜下出血
56	6か月以内	豪雨	女性	80歳代	慢性呼吸不全
57	6か月以内	地震	男性	90歳代	肺炎
58	6か月以内	地震	男性	70歳代	敗血症
59	6か月以内	地震	女性	70歳代	多発外傷
60	6か月以内	地震	男性	70歳代	急性腎不全
61	1年以内	豪雨	男性	70歳代	肺腺癌
62	1年以内	豪雨	男性	80歳代	慢性閉塞性肺疾患
63	1年以内	豪雨	男性	70歳代	胆管炎
64	1年以内	豪雨	男性	70歳代	甲状腺未分化癌
65	1年以内	豪雨	男性	70歳代	急性心筋梗塞
66	1年以内	地震	女性	90歳代	うっ血性心不全
67	1年以内	地震	男性	30歳代	縊死
68	3年以内	豪雨	女性	80歳代	敗血症
69	3年以内	地震	男性	60歳代	虚血性心不全

No.	発災から死亡までの期間	災害区分	性別	年代	死 因
70	3年以内	地震	女性	90歳代	心原性脳塞栓症
71	3年以内	台風	女性	70歳代	頭部外傷後遷延性意識障害
72	3年超	地震	女性	60歳代	脳挫傷
73	3年超	地震	女性	70歳代	慢性腎不全

【不認定事例】

No.	発災から死亡までの期間	災害区分	性別	年代	死 因
74	1週間以内	地震	男性	80歳代	火災による一酸化中毒
75	1週間以内	地震	男性	70歳代	急性硬膜下血腫
76	1週間以内	台風	女性	70歳代	多発外傷
77	3か月以内	地震	男性	60歳代	右上葉肺腺がん
78	6か月以内	豪雨	女性	90歳代	上行結腸癌
79	6か月以内	豪雨	男性	50歳代	急性心筋梗塞
80	6か月以内	豪雨	男性	60歳代	肝細胞癌
81	6か月以内	豪雨	女性	80歳代	老衰
82	6か月以内	地震	女性	70歳代	慢性腎不全
83	1年以内	豪雨	男性	60歳代	胃癌
84	1年以内	豪雨	女性	100歳代	悪性リンパ腫再発
85	1年以内	豪雨	男性	70歳代	インフルエンザ
86	1年以内	豪雨	男性	90歳代	真菌血症
87	1年以内	豪雨	男性	90歳代	出血性貧血
88	1年以内	豪雨	女性	80歳代	急性心筋梗塞
89	1年以内	地震	男性	70歳代	溺水
90	3年以内	地震	男性	80歳代	呼吸不全
91	3年超	地震	男性	70歳代	急性硬膜外血腫
92	3年超	地震	男性	80歳代	胆のう炎
93	3年超	地震	男性	70歳代	心筋梗塞の疑い
94	3年超	地震	男性	80歳代	多臓器不全
95	3年超	地震	男性	80歳代	急性虚血性心疾患
96	3年超	地震	女性	90歳代	老衰
97	3年超	地震	男性	70歳代	腓尾部癌
98	3年超	地震	男性	70歳代	多系統萎縮症

(ア) 災害関連死として認定された事例

【1】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	虚血性心疾患
死亡までの経緯等	<p>狭心症による心臓機能障害のため身体障害者手帳4級を所持していたが、状態は安定しており、派遣社員として就労していた。</p> <p>発災時、自宅の周辺や外出していた子供たちが避難した親せき宅周辺は豪雨災害により広範囲にわたり浸水被害を受けたことにより、交通が遮断されていた。</p> <p>同日夜、親せき宅に避難していた子供が激しい腹痛を訴えているとの内容の連絡を同行していた家族から受けたにもかかわらず、災害により交通が遮断されていることで、子供のもとに行き状況を確認することができなかった。さらに、勤務先から帰宅途中、渋滞に巻き込まれた妻からもパニック状態で電話がかかっていた。家族のことを大変心配したが、交通が遮断されており、子供のもとに行って状況を確認して対応することができず、翌日未明まで長時間にわたり心理的負荷を受け続け、翌朝、自宅にて虚血性心疾患で死亡した。</p> <p>心労により持病の心臓機能障害が悪化し死亡につながったと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【2】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・30歳代
死因	熱中症
死亡までの経緯等	<p>既往歴はなく、豪雨による自宅への被害はなかったが、停電、断水していた。勤務先のスーパーマーケットが被災したことから、被災直後から、勤務先の片付け等に従事。</p> <p>被災から3日目に勤務先から帰宅した際に、熱中症のような症状が出ていたとのこと。翌朝、起きてこなかったため、母親が部屋を確認したところ、倒れているのを発見。救急搬送したが、死亡が確認された。</p> <p>災害により職場が被災し、片付けなどに尽力していた中で、肉体的負担が増加し熱中症を発症し死亡したと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



【3】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	播種性血管内凝固症候群
死亡までの経緯等	<p>入院中の医療機関が水没し、発災翌日に入院患者の避難措置等を行った。</p> <p>避難措置の翌日に急激に容態が悪化し、死亡した。</p> <p>当該医療機関に対するヒアリングにおいて、看護体制が不十分であったことに言及があったこと、及び、避難措置等を行った当日及び翌日の看護記録等の利用記録が欠如していることから、少なくともそれらの日において、医療・看護体制が不十分であったものと考えられ、死亡当日の急激な容態の悪化に関して、前日の看護体制不十分さが原因となった可能性を排斥できない。</p> <p>また、入院中に狭心症が認められ、死亡当日に急性心不全となった可能性は否定できないが、平時の医療体制が行われていれば、適切な延命措置が取られ、少なくとも延命できた可能性が存在する。</p> <p>医療記録上も上記推認過程を疑わせる特段の事情も認められないことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【4】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	内因性心臓死
死亡までの経緯等	<p>被災の約1年前に市内のグループホームに入所し、個室で生活していた。3年前の事故で脳挫傷、頸椎骨折しており、日常的に後頭部に痛みがあり、薬を服用していた。食欲、睡眠はとれており、認知症と慢性関節リウマチのため歩行が困難であったが、それ以外問題はなく、元気であった。</p> <p>本震や相次ぐ余震の影響で建物の一部が崩壊。本震の翌日、入所者の安全確保のため、施設1階に入所者を集め施設職員が見守っていた。コミュニケーションが苦手であり、他の入所者と一緒にいることに抵抗していた。入所者全員を集めていたため、スペースに余裕がなく、座布団を敷いて休んでいた。</p> <p>その翌朝、施設職員が声をかけるが手足が冷たく、意識がない状態であることに気付き、救急車を呼ぶが、その場で死亡が確認された。検視の結果、内因性心臓死で急死したと判断された。</p> <p>地震による避難行動が身体的・精神的負担となり、内因性心臓死により急死したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【5】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺梗塞
死亡までの経緯等	<p>3年前から降圧剤を服用し、月に1回市内の病院に通院しているほかは、日常生活に支障はなかった。</p> <p>発災後、別世帯の長男夫婦と一緒に車で避難し、一晩中、座った状態で眠れずにいた。日中は自宅に戻り、自宅の片づけを行ったが、再度強く揺れた際、再び長男夫婦と一緒に車で避難し、車中泊を続けた。車内に布団を敷く等の工夫を行うが、効果は低かった。次の日以降も余震が続くため車で避難。横にならず、助手席のシートを倒して就寝していた。</p> <p>被災5日後の早朝、車外で倒れているところを同じ場所で避難している者が発見し、緊急搬送されるも肺梗塞により死亡した。</p> <p>車中泊による避難生活が身体的・精神的に負担となって肺梗塞により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【6】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	致死性不整脈
死亡までの経緯等	<p>心臓に持病があったが、定期的に通院して服薬による加療と検査を受け、自宅で生活していた。</p> <p>自宅で被災し、家具が倒れた隙間で動けない状態であったところ、家族に救護され屋外に避難した。当日以降、車中泊となる。被災翌日、自宅の片付けのため帰宅するが、地震の恐怖と心労のため屋内に入ることはできず、1日中、車内で過ごした。</p> <p>被災翌日の深夜に再び強い地震が発生し、避難していた車内で被災。当日の昼食を家族と摂った後、車を置いていた自宅裏の空き地で突然倒れた。意識はなく、呼吸もしていなかったため救急車が到着するまでの間、現場近くにいた他県の救急隊に救命措置を受け、救急搬送された。既に脳死状態との説明を受け、その後、致死性不整脈により死亡した。</p> <p>地震のショックと余震への恐怖が身体的・精神的に負担を与え、致死性不整脈により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【7】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	右視床出血
死亡までの経緯等	<p>心不全、高血圧、腎機能低下の既往があったが、服薬により支障なく生活していた。</p> <p>地震で寝室の壁が崩れ、近くの小学校へ避難する。避難所で倒れているところを発見され、救急搬送されるが右視床出血による死亡が確認された。</p> <p>被災による身体的・精神的負担が持病の高血圧を悪化させ視床出血による死亡につながったとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【8】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	低酸素血症
死亡までの経緯等	<p>台風の上陸当日未明、台風を原因とする大規模停電が発生。当日9時に被災者宅を訪問予定であった看護師が、被災者に連絡を試みるも応答がなかった。このため、2時間後にかかりつけ医院のスタッフと被災者の息子とともに被災者宅を訪問したところ、被災者が家の中で床に倒れているところを発見。その後、駆けつけた主治医により死亡が確認された。</p> <p>被災者は自宅で訪問看護を受け、酸素吸入機を使用していた。発見時、携帯用の酸素ボンベに管がつながっていたため、被災者が停電により停止した在宅の酸素吸入機から携帯用の酸素ボンベの利用に切り替えようとして途中で倒れたものと推測され、死亡と災害との間の相当因果関係が認められた。</p>

【9】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	熱中症の疑い
死亡までの経緯等	<p>被災者は、日常の会話はできたが、一人で出歩くことはできなかった。</p> <p>台風の影響により朝から停電していたため、被災者は自家用車内でエアコンをつけて避難していた。その後、午前11時ごろからは自宅内に居たが、午後2時ごろに災害の片付けから戻った家族が被災者の異変に気付き、救急車を呼んで病院に緊急搬送したが、同日、搬送先の病院で死亡した。</p> <p>自宅に居た間、家族は災害の片付けのため家の中には居なかった。</p> <p>所轄警察署から、「台風による停電によって、普段使用しているエアコンが使用できなかった状況が判明し、事件性や事故過失はないと認められた。これらの調査結果に基づき、検案医師から、死因を熱中症の疑いと検案している」旨報告があり、熱中症による身体的負担が死亡に影響しているとして、死亡と災害との間の相当因果関係が認められた。</p>

【10】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	心室細動
死亡までの経緯等	<p>被災前は、心房細動、脳梗塞のため入院・手術歴があり、また、糖尿病のため内科を定期的に受診していたが、週2日程度の畑仕事ができるほど症状は安定しており、特段、医師、家族等に体調不良を訴えることもなかった。</p> <p>発災時、自宅には被害はなかったが、自身が管理している市外の耕作地が災害により崩れ、その土砂が附近の民家の進入路に堆積したため、通行の支障となった。発災から約20日後、猛暑の中、耕作地から崩れた土砂の撤去や土留め設置による復旧作業を行った。作業後に帰宅し、夕食後、クーラーの効いた部屋で横になったが、大きないびきを3回かいた後、呼吸をしなくなり、異変に気付いた家族が救急車を呼び、救急搬送されたが心室細動のため死亡した。死亡の要因として、熱中症の疑いがあるとの診断内容である。</p> <p>持病がありながらも、畑作業ができる程度に症状が安定している中で、災害により、やむを得ず高温の中で身体的負担を伴う道路及び畑の復旧作業を行わざるを得ない状況であったことが認められ、その作業から帰宅して数時間のうちに、心室細動により死亡したことからすると、災害復旧作業により熱中症や心筋梗塞が生じて身体に過剰な負荷がかかったことが影響したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



【11】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	急性大動脈解離
死亡までの経緯等	<p>被災前は持病がなく、入院歴・手術歴はなかった。また、定期的な通院もなく、災害までは家族に対して体調不良を訴えることもなかった。</p> <p>発災時、自宅が床下浸水するとともに、敷地内に土砂が流入。家族とともに知人宅へ避難した。</p> <p>発災翌日から3日間、家族とともに自宅敷地に流入した土砂の撤去・搬出作業を行う。作業が終わった日の翌日から疲れたと横になったり、昼寝をしたりするようになったが、そのようなことは災害前には見られないことであった。</p> <p>作業が終わった日から7日後に知人宅を訪れた際に、同宅で意識を失い倒れ、救急搬送される。搬送先で、同日、死亡が確認された。</p> <p>災害前は健康であったと考えられるが、復旧作業後、疲れを訴えるようになった後に死亡していることからすると、災害の復旧作業による身体的負担が、急性大動脈解離の発症に影響を及ぼしたと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【12】

災害名	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	徐脈性心不全
死亡までの経緯等	<p>地震発生時に家財の下敷きとなり、骨盤や脚に数か所の骨折を負い入院。骨折は、手術が必要な状態ではないと判断され、保存的な経過観察となった。疼痛著明であり、定期的に強い痛み止めを内服した。</p> <p>入院から8日後に、リハビリ目的で自宅に近い病院に転院。転院2日後に、骨折の強い痛みや全身の倦怠感、呼吸回数が多くなったこと、食事量が低下したため点滴が開始された。翌日、血圧、脈拍低下し、意識もなくなり、徐脈性心不全により死亡。</p> <p>心臓の基礎疾患が明らかなものはないことから、発災時の骨折による強い痛みと療養環境の変化が影響し、心不全を発症したものとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【13】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	溺水による窒息
死亡までの経緯等	<p>地震により自宅で被災。夫とともに避難所へ避難。</p> <p>避難から9日後、避難所での夕食後に腹痛があり、避難所内で医師の診察後に点滴を受け、薬を処方される。</p> <p>3日後に、避難所の仮設入浴施設で、消化管出血を要因とする貧血により意識障害を併発し入浴中に意識を失い、溺水により死亡。浴槽内で浮いた状態で発見された。</p> <p>これまでの受診歴において消化管出血に至る原因について医師から指摘された経過はないことから、地震発生及びその後の避難生活による身体的・精神的負担によって消化管出血が発症し死亡につながったものとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【14】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	多臓器不全
死亡までの経緯等	<p>発災4年前から市内のグループホームで生活しており、施設内は4点歩行器を使用して移動していた。要介護3の認定を受けており、発災の1か月前には、食欲の低下が認められた。</p> <p>グループホームにおいて被災する。建物の損傷が大きく、ライフラインの途絶もあったこと、経口摂取量が減少したことから、訪問看護師の勧めに従い、点滴が可能なグループホームと同系列の施設に移送される。被災3か日後から2週間、床にマットレスを敷いた避難生活を送る。食事が進まないため、医師の診療を受け、点滴を実施。</p> <p>移送から2週間後、隣市にあるグループホームと同系列の医療機関が復旧したため、同院に移送される。おむつ交換時にパットに出血を認めたため、止血剤が投入される。起き上がりが困難となり、声がけにもうなづく程度の反応となる。</p> <p>同院への移送から5日後、呼名への反応がなくなる。移送から約10日後、心停止。</p> <p>被災後に経口摂取量が低下し、隣市にある医療機関への移送により生活環境が激変したこと等が、身体的・精神的な負担となり多臓器不全を発症して死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【15】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	心不全急性増悪
死亡までの経緯等	<p>心原性脳塞栓症による退院後は、介護老人保健施設に入所していた。発災の約20日前に、発熱し、風邪薬等を服薬するも改善せず、肺炎の診断を受ける。発災の1週間前に、肺炎及び心不全のため入院し、補液と抗生剤等の薬剤静脈注射による治療を受ける。</p> <p>発災時には入院中であり、災害により入院先が停電し、以降、非常電源対応を行っていたが、病院内の空調設備が停止したことにより室温管理が十分に行うことができず、長期間体が冷える状態となる。毛布や湯たんぽで保温を試みるも改善されない状況となる。発災から10日後に、入院先で心不全急性増悪のため死亡。</p> <p>災害による停電で、空調設備が使用できなくなったことにより、身体が冷えた状況が続いたことが死期を早めたと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【16】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	急性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>発災の半年前から慢性腎不全などで入院していた。発災前は3食の流動食を摂ることができていた。</p> <p>入院していた病院で被災。発災を契機に食事が摂れなくなり、家族の促しや看護師がスプーンで食べさせようとしても食事を摂ることができず、点滴により栄養補給を行う状態となった。</p> <p>発災から約半月後に、急性呼吸不全のため死亡。</p> <p>地震のショックや余震への恐怖が食欲を減退させて、体力低下を招き、持病の慢性腎不全が増悪し、急性呼吸不全で死に至ったものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【17】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、パーキンソン病で月1回通院し、服薬治療を行っていた。また、訪問看護やデイサービス、ショートステイなどを利用し、日常生活は安定しており、食事摂取も良好であった。</p> <p>被災する約1か月前に骨折し、リハビリ加療のため入院中のところ被災した。地震後は食欲が減退し、体重が減少した。被災から1週間後に退院。自宅は半壊となっていたため、短期間の予定で施設に入所。</p> <p>入所翌日未明に体調が悪化し、救急搬送され再入院。再入院の1週間後に、誤嚥性肺炎で死亡した。</p> <p>被災したことによるストレスが食欲を減退させて体力低下を招いたこと、また、病院・施設の入退所の繰り返しによる環境の変化が身体的負担となり持病のパーキンソン病が悪化して誤嚥性肺炎により死亡したものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【18】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	内因性心臓死
死亡までの経緯等	<p>19歳ころから不眠、興奮状態が出現し、以降14年にわたり入院を繰り返した。その後発災までは入院歴はなく、月1回の通院により服薬治療を続け、落ちついた状態であった。自宅で農業の手伝いを行い、両親と3人で暮らしていた。</p> <p>被災後は、日中は避難所又は自宅で、夜は車中泊を行うという生活を5日間続けた。不穏で、避難所内で声を上げるようになり、6日目にかかりつけの病院を受診し入院した。入院後も、不穏、興奮が続いたが、入院4日目から反応が乏しくなったため、水分摂取などを行い、精神症状の治まりを待っていた。食事もうまく摂れなくなった。</p> <p>入院から1週間目に、座位のまま心停止状態だったのを発見され、救急搬送されたが死亡した。</p> <p>被災後の生活環境の大幅な変化が身体的負担となり身体状態が悪化し、内因性心臓死につながったと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



【19】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>10年前から心不全や気管支喘息の症状で月1回程度通院していたが、症状は安定しており、服薬による加療で支障なく生活していた。</p> <p>自宅で被災し、避難所へ避難するが、処方薬を持ち出すことができなかった。避難してから3日間は、昼は自宅、夜は避難所での生活を送る。避難所までは徒歩5分程度の距離であるが、足が不自由なため40分ほどかかっていた。</p> <p>4日目、避難生活を続ける中で風邪になったため、かかりつけ医を受診。薬を服用する。</p> <p>その後、食欲不振と息苦しさを感じたため、風邪で受診してから5日後に再度、かかりつけ医を受診し、かかりつけ医から総合病院に緊急搬送される。入院・加療を行うが、入院から3日後に肺炎により死亡。</p> <p>避難所から自宅までの往復などの避難生活が身体的負担となり、持病である気管支喘息を悪化させ、死因である気管支肺炎が発生したものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【20】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	縊死
死亡までの経緯等	<p>6年前から双極性障害で通院し、服薬による加療を行っていたが、日常生活に支障はなかった。</p> <p>自宅が半壊し、避難所へ避難する。処方薬を持ち出すことができず、薬を服用せずに避難生活を送る。避難から2日後に、体調が悪くなり、不安感が強くなり食事もとらない状態となる。また、誰とも話をしなくなり、しきりに「怖い」と発言するようになった。翌日、かかりつけ医を受診。体の不調と不安感、恐怖感を訴える。表情からもうつ状態であることがわかる状態であった。</p> <p>被災から半月後に自宅に戻る。食事はあまり進まない状態であった。</p> <p>帰宅から5日後の朝、自宅で縊首する。</p> <p>地震によるショックや余震への恐怖及び避難生活による身体的負担が持病である双極性障害を悪化させて縊死したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【21】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	慢性閉塞性肺疾患
死亡までの経緯等	<p>肺気腫のため酸素吸入をしながらの生活であったが、有料老人ホーム内で支障なく生活していた。</p> <p>地震の後、施設が危険ということで避難所に避難する。良好でない環境の中、食事は水分補給程度で、2日間服薬していた薬を服用することができなかった。医師の診断の結果、緊急入院が必要となったが、市内に受入れ病院がなく、他県にある離れた病院へ入院。入院後は、食事もとれるようになったが、入院から約20日後に容態が急変し死亡した。</p> <p>地震の影響で市内に受入れ先の病院が見つからず、他県の病院までの長時間の移動が身体的負担となり、持病の肺気腫に肺炎などの合併症を引き起こして死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【22】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	細菌性肺炎
死亡までの経緯等	<p>慢性閉塞性肺疾患ため、訪問看護を受けながら自宅で療養生活を送っていた。</p> <p>自宅で被災。地震の影響で停電となり、一時在宅酸素の供給が止まる。また、隣家の塀が崩れて自宅に閉じ込められ、明け方に救出され、そのまま病院へ搬送されて入院する。2日後に自宅に戻るも、食欲不振となり、トイレ以外は寝て過ごす状態となる。</p> <p>帰宅後20日後に、呼吸状態がさらに悪化したため病院へ搬送され、検査の結果、肺炎が認められ入院する。さらに呼吸状態が悪化して死亡する。</p> <p>地震の影響による停電で持病の慢性閉塞性肺疾患が悪化して、死因である細菌性肺炎を引き起したことは十分考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【23】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>アルツハイマー認知症で入院していたが、症状は軽度で、自分で歩いてトイレや食事等を行うことができた。自宅へも宿泊はしていなかったが、月に1回は帰っていた。入院中、歩行困難となり、急激に衰え、お粥をスプーンで食べさせてもらっていた。また、点滴で栄養補給を行っていた。</p> <p>地震で病院の建物が被害を受け、県内で受入れ病院がないため、他県の病院へ自衛隊の搬送で転院する。転院後は、転院前より弱っており、意思表示ができなくなっていた。食事もスプーンによるものではなく流動食になっていた。発熱し、誤嚥性肺炎を伴ったため治療を開始したが、肺炎のため死亡した。</p> <p>地震で病院が被災して転院を余儀なくされ、長距離の移動を伴う転院が体力を弱らせ、肺炎により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【24】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	慢性心不全増悪
死亡までの経緯等	<p>自宅が被災し、避難所へは行かずに、自宅2階で避難生活を行う。被災後も、自宅からデイサービスに通う。</p> <p>被災から20日後、デイサービスからの帰宅直後に玄関で体動困難となり、救急搬送され市内病院に入院する。重症の大動脈狭窄症による慢性心不全と診断される。入院から10日後に死亡。</p> <p>被災後も避難所には行かず、自宅の劣悪な環境の中で暮らしていたことによる身体的負担が影響し、慢性心不全増悪での死亡に至ったものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【25】

災害名	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>自宅1階で寝たきりの状態であった。河川氾濫時に1階から2階に家族で避難させた。自宅1階はすべて水没し、介護用ベッドも水没。2階で、介助しながら食事・水分の補給は可能であったが、介護用ベッドもなく、自宅で介護を継続できる状態ではなかった。</p> <p>このため、発災から2日後の夕方、自宅周辺の水位が下がったことから、家族の希望により介護老人保健施設へ避難させる。介護老人保健施設で介護を受けるが、食欲が落ちていき体力が低下。入所から1週間後に死亡。</p> <p>自宅浸水で十分なケアが受けられなかったことによる身体的な負担や老人保健施設に避難したことによる環境の変化等による身体的負担が死期を早めたとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【26】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1か月以内
性別・年齢	女性・50歳代
死因	縊死
死亡までの経緯等	<p>被災3年前にうつ病と診断され、退職し、服薬などの治療を継続していた。</p> <p>被災当日、避難指示を受け自宅近くのアパート2階に避難。自宅は床上浸水80cm以上の被害を受けたことから、生活できる状況になく、また、家財の8割以上が滅失した。</p> <p>翌日から市内の夫の実家へ避難。昼間は、家族、親類や多くの知人の手を借りながら自宅の片付けを行い、夜は避難先の夫の実家での生活となる。</p> <p>被災から8日後、ひとりで自宅の片付けを行う。同日夕刻、自宅和室にて自死する。</p> <p>避難生活による身体的・精神的負担が、治療中のうつ病に影響して自殺したものと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



【27】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	脳梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧症や頭痛、狭心症等の持病があり、服薬や通院治療を受けながら一人暮らしをしていた。</p> <p>発災時には昼前後から自宅が浸水。服用している薬を持って2階に垂直避難し、一晩過ごす。翌朝7時ごろから水位が下がり、親族と自衛隊により救出され、薬を持って親族宅に避難する。</p> <p>被災から1か月を経過した頃から頻繁に頭痛を訴える。被災から約40日目に受診・検査するも特に異常は認められなかったが、翌朝、避難生活先の親族宅で意識不明となり救急搬送され、入院。入院3日目に脳梗塞により死亡した。</p> <p>被災による生活環境の激変や復旧作業による身体的負担が影響し、心原性脳塞栓症を発症し死亡したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【28】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前は喘息発作で入院することはあったが、退院後は投薬により保存的加療を行っていた。また、両膝痛で通院はしていたが、特段支障なく生活していた。</p> <p>自宅が床下浸水の被害を受けるが、被災翌日以降も仕事を継続する。自宅は断水のため、親せきからの給水のほか、親戚宅や自衛隊の風呂を利用するなど不自由な状況であった。発災から約1か月後、仕事から帰宅した後、夜中に体調を崩し、救急搬送される。搬送先の病院で心筋梗塞により死亡。</p> <p>災害により不自由な生活が身体的・精神的負担となり危険因子として持っていた持病の喘息を悪化させ死亡につながったと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【29】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	うっ血性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から要介護3の認定を受け、市内の特別養護老人ホームに入所していた。</p> <p>発災時、近くの川が増水し、施設1階が被災。施設2階へ垂直避難するが、翌朝、土砂が流入し、使用できなくなったため、救急車で避難し、数時間後、特別養護老人ホームと同系列の施設に入所した。入所から1週間後、食欲が低下してきたため、病院を受診。栄養状態の低下及び貧血のため入院することとなった。入院から約50日後に、うっ血性心不全により死亡。</p> <p>災害により入所していた高齢者施設が被災し、避難を余儀なくされたことによる身体的・精神的負担の影響で体力が低下し、うっ血性心不全での死亡につながったと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【30】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	脳梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から糖尿病を患っていたが、薬を服用しながら加療していた。</p> <p>自宅で被災し、半壊の被害を受けたが、被災後も自宅で生活を続けていた。発災後も民生委員としての活動を続け、倒れる前日までは民生委員の旗振りをするなどしていた。</p> <p>発災から約2カ月半後に突然、自宅で倒れ、救急搬送される。脳梗塞の診断を受けて入院したが、3日後に入院先で死亡した。</p> <p>災害により民生委員の活動が増加し、ボランティア活動や近隣トラブルの解決などに尽力することが身体的・精神的負担となり脳梗塞を発症したと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【31】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前から肺炎や体重減少により入退院しており、被災時は食事摂取困難で入院中であった。</p> <p>病院入院中に被災。入院中の病院の1階部分が浸水し、電気、水道が停止し、病院機能が麻痺する。退院できる状態ではなかったため入院を継続していたが、被災から約1か月後に、他に受入れ先がなかったことから病院系列の老人保健施設に入所した。入所から約1週間後、全身状態の把握が困難となったことや呼吸状態が急激に悪化したため、これまでとは別の病院に入院する。入院から20日後に、誤嚥性肺炎で死亡。</p> <p>被災により病院機能が麻痺する中、入院を継続し、その後老人保健施設に入所を余儀なくされるなど医療体制や生活環境が十分でない中で、身体的負担が高まって既往症や呼吸状態が急激に悪化し、体力を低下させて誤嚥性肺炎で死亡したと推認され、死亡と災害とに相当因果関係があると認められた。</p>

## 【32】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	急性代謝性脳症
死亡までの経緯等	<p>認知症があり、自宅での一人暮らしが困難なため特別養護老人ホームに入所していた。</p> <p>被災当日、施設の1階が床上浸水の被害を受けたため、施設の2階に垂直避難する。翌日、施設裏山の土砂が施設に流入。施設が全壊の被害を受けたため、救急車両により避難所に一時的に避難した後、系列施設へ避難する。</p> <p>避難から1週間後、体調を崩し病院を受診。その4日後に心不全の診断があり入院が必要となったが、当該病院に空床がなかったため、別の病院に入院することとなった。約20日後、症状軽快となったことから退院し、施設に戻る。</p> <p>退院から2週間後、朝食中に意識消失となり救急搬送される。同日、急性代謝性脳症により死亡した。</p> <p>災害により入所していた高齢者施設が被災し、避難を余儀なくされたことによる身体的・精神的負担の影響で体力が低下し、急性代謝性脳症で死亡したと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【33】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>被災前は前立腺肥大と腰部脊柱管狭窄症で、定期的に通院し、服薬による加療を行っていた。</p> <p>自宅裏山の土砂崩れにより、自宅の居住部分には被害はなかったが、隣接する作業場が損壊。以後、家族で家の中に入った土砂撤去作業を2か月ほど行う。</p> <p>被災から約2か月後、疲労・ストレス等により腰痛・発熱を生じ、かかりつけ医を受診。診察後、精密検査が必要とのことで、病院を紹介され、レントゲン検査を受ける。受診後5日間、自宅で療養していたが、熱は下がらず痛みで動けない状況が続く。自宅療養5日目の朝、意識が薄れ、別の病院に救急搬送されるが、意識が戻らず、敗血症により死亡した。</p> <p>長期間の土砂の撤去作業による身体的負担が敗血症を誘発した可能性があることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【34】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	心不全
死亡までの経緯等	<p>被災前は、心不全等の持病があるものの、介護サービスの利用や、長男夫婦による生活介助、定期的な外来通院により、居宅生活を維持していた。食欲もあり、睡眠もとることができていた。</p> <p>発災時、自宅1階部分が水没し、介護用ベッド等は使用できなくなった。近くの避難所に1泊した後、翌日から入院するまでの約3週間、親族宅で避難生活を送っていた。親族宅では介護サービスを利用することができず、災害前に使用していた介護ベッドも利用できないとともに、親族の家庭の事情により、生活介助を行う者はいない状況であった。</p> <p>このような状況から、被災後に不眠及び食欲不振を訴えるようになり、胸の苦しみを訴え入院し、その後回復することなく、発災から約2か月後に、心不全のため死亡した。</p> <p>災害による生活状況・住環境の激変により、身体的及び精神的に多大な負担がかかり、体調を悪化させて持病の心不全等の悪化を招いたと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



## 【35】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災者は、脊柱管狭窄症や高血圧の持病はあったが、散歩にも行けるなど、普通に日常生活を送ることができていた。</p> <p>自宅が被災し、生活の拠点である1階が浸水したことにより、2階で生活することとなったが、浸水したことでエアコンが壊れ使用できなくなったこと、1階にしかトイレがなかったため、持病で足が悪い中、階段を上下するなど、身体的負担が大きかった。このような生活を送る中で、頻尿、認知症の症状が進み、介護老人保健施設へのショートステイの手続きを進めるため、かかりつけの病院を受診した際に、血糖値が400以上と高くなっており、炎症反応も出ている旨の診断が出された。</p> <p>次第に体調が悪化し、被災から18日後に入院。本人希望により3日間で退院し、帰宅するが、介護が必要な状態が続き、介護老人保健施設に短期入所。短期入所から1週間後に施設で倒れ、救急搬送先の病院で急性心筋梗塞のため死亡した。</p> <p>住環境が悪化した被災家屋での生活が身体的負担となり、心筋梗塞が引き起こされ死亡したものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【36】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	うっ血性心不全増悪
死亡までの経緯等	<p>被災者は、当時自宅で一人暮らしをしていた。被災後施設に避難したが、高血圧のほかは特に症状はなく、弱った状態ではなかった。</p> <p>発災から約3週間にわたり、自宅は停電、断水が継続し、生活するには困難な状況であったが、避難先の施設では心身ともに落ち着かないため、避難から1週間後に、自宅に戻り、親族に見守られながら独居生活を送っていた。帰宅から約1か月後に、自宅で倒れているのを発見され、救急搬送されたが、後に病院で死亡した。</p> <p>上下水道などライフラインの途絶により脱水気味となったこと、また付近で行われていた復旧作業に伴う粉塵により肺炎を発症させた可能性があるかと推測され、肺炎とともにうっ血性急性心不全を引き起こして死に至ったものとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【37】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	急性肺炎
死亡までの経緯等	<p>地震の揺れにより自宅トイレで転倒。全身の痛みを訴えたため、臨時に訪問看護を利用。4日後、呼吸が速く胸の辺りに違和感があることを訴えた。家人が訪問看護師を呼び、診てもらったところ、地震前より経皮的動脈血酸素飽和度（SpO<sub>2</sub>）の値が下がって血中酸素の状況が悪化し、血圧や体温も下がっていたこと（地震前日のSpO<sub>2</sub>は、89～91で、熱も少し上がっていた。）から肺炎を疑い、主治医のいる病院と連絡を取り、救急搬送により入院。入院から1か月後に急性肺炎で死亡。</p> <p>転倒による疼痛や、地震のストレスが加わって肺炎が増悪した可能性があるとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【38】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・100歳以上
死因	急性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前は、訪問看護などの支援を受けながら車いすでの散歩やテレビ視聴を楽しみ、自宅で平穏に生活していた。</p> <p>自宅が被災したため、自宅の駐車場で車中泊する。再び強い地震が起きたため近所の倉庫へ避難し、5日間車中泊を続けた。</p> <p>5日間の車中泊後、受入れ先の病院が見つかり入院する。肺炎、下肢静脈血栓、蜂窩織炎、慢性心不全増悪があったが、抗生剤の投与で一時的に改善する。しかし、心不全や全身状態の不良までは改善できなかった。入院から約20日後、発熱があり肺炎と心不全は悪化した。その1か月後、急性心不全で死亡した。</p> <p>地震による避難行動等が身体に負担を与え心不全で死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【39】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	多発性骨髄腫
死亡までの経緯等	<p>被災の6年前に発症した多発性骨髄腫を定期的に受診し抗がん治療を受けていたが、それ以外は妻の介護や家事全般を行うなど不自由なく生活していた。</p> <p>自宅で被災。ベッドから落ちて左眼下を床頭台で打撲。出血したため近くの医院で応急処置を受け、市役所駐車場へ避難しそのまま車中泊する。自宅は住める状態ではないため（半壊）、翌日、隣市にある娘の職場のフロアにマットを敷いて就寝。災害前に比べ食欲は減退し、地震や余震への恐怖で睡眠も十分にとれなくなる。被災2日後、体調が優れず病院を受診し、輸血等の処置を受ける。入院を申し出るが受け入れできないと拒否され、市役所駐車場で車中泊する。被災3日後から3日間、娘の職場の休憩室に泊まり、昼間は自宅の片付け等を行う。</p> <p>被災から1週間後、被災者を受け入れている他県に受入れを申請し、避難する。避難先の県の病院を受診し、入院を検討する。被災から半月後、入院するが、症状が悪化し、寝たきりの状態になる。被災から1か月後に入院先で死亡。</p> <p>長期間の治療を要する多発性骨髄腫であったが、地震の影響による治療環境の悪化や、発災時の負傷、避難生活等における身体的・精神的負担が症状の悪化に強く関与して死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【40】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は有料老人ホームに入所し、医療機関からの訪問看護及び近隣医から高血圧等の薬を処方してもらっていた。認知症の症状もあり、寝たきりの状態であったが、意識はあり、見舞に来た子供たちと会話をしていた。</p> <p>入所していた施設で被災。地震の影響で施設は断水し、空調も故障する。水・おむつ等の必需品の確保や、施設の職員も避難したことで介護職員の確保が困難となったことから、被災から5日後に自宅に帰され、自宅介護となる。自宅も断水し、灯油の確保ができず暖房も使えない状態となる。</p> <p>被災から1週間後、呼びかけにも応じず、発熱等体調が悪化したため救急搬送。肺炎と診断され、入院する。入院翌日に、地震の影響で隣県の病院に転院。一時、危篤状態となる。その後、受入可能となった地元市内の病院に、被災から約20日後に転院する。再転院後、38度から39度の熱が続き、約1か月後に死亡。</p> <p>地震の影響で入所施設から帰宅し、生活環境の悪い中で十分な介護を受けられずに肺炎となり、回復することなく死亡したことで、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【41】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	急性心不全
死亡までの経緯等	<p>自宅が床下浸水。翌日から自宅周辺に散乱した物や汚泥等の除去作業を行う。</p> <p>被災から2日後、断水のため浴室、トイレが使えないため市内親せき宅へ避難する。約2週間、昼間は自宅の清掃作業等を行い、夜は避難先での生活となる。</p> <p>断水が解消し、自宅に戻る。帰宅翌日、給湯機の故障で浴室が使えないため、再度親せき宅へ避難する。2日後に給湯機の交換が済み、自宅に戻る。その後も引き続き、自宅及び周辺の清掃作業を行う。</p> <p>死亡当日（再帰宅から約2週間後）の朝、気分がすぐれないことを家人に訴える。自宅浴室の洗い場で倒れ、心肺停止状態で発見される。市内病院へ救急搬送されるが死亡が確認される。</p> <p>被災後の清掃作業等による身体的負担や精神的ストレスが大動脈解離発症の一因となり、大動脈解離・破裂からの心タンポナーデが心不全に移行し、死亡したものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【42】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺炎による急性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>被災直後の3日間の避難生活で急性胃腸炎及び肺炎を発症し、入院。その後病院でも体調の改善が見られず、被災から1か月で死亡。</p> <p>もともと透析患者であり抵抗力が低いところに、避難生活中のストレスが重なり、さらに抵抗力が低下。被災を契機に胃腸炎及び肺炎を発症し、急性呼吸不全で死亡。</p> <p>被災が契機になって生じた肺炎の悪化により死亡したこと、被災生活の身体的負担及び精神的ストレスが抵抗力低下に関与した可能性があるとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



## 【43】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	慢性腎不全
死亡までの経緯等	<p>自宅が浸水したため市内の親戚宅に避難する。避難した親せき宅が断水地域であり、また、介護用ベッドも使えなかったことから、生活に支障を来すようになる。慣れない環境での生活と断水による不便な生活で、身体も疲労し、日常生活レベルが徐々に低下する。</p> <p>褥瘡の心配が出てきたため、親せき宅への避難から1週間経過後に市内アパートに転居する。転居後は食欲が低下し、体動も困難となる。通院も困難になり、家族が医師に病状を説明し、処方を受ける。薬服用3日後、軟便が続くため医師の指示により抗生物質の服用を中止する。</p> <p>アパートへの転居から約10日後、転居先の市内アパートでぐったりとしてチアノーゼもあったため、市内病院に救急搬送され入院し、治療を行う。医師からは、抗生物質の服用や点滴により腎機能が急速に悪化したとの説明を受ける。</p> <p>退院後は、本人の希望もあり、応急修繕した自宅に帰る。自宅で看護を続けるが、退院から半月後に腎不全のため死亡する。</p> <p>台風被害のために自宅での生活が困難となり、移動を繰り返した結果、身体的負担により病状を悪化させて死亡したとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【44】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	慢性心不全
死亡までの経緯等	<p>発災前から循環器系の既往がありペースメーカーを留置していた。また、心不全を発症していたが、投薬治療等により症状は改善されており、日常生活では歩行や入浴に部分的な介助を受けて、在宅生活をしていた。</p> <p>ショートステイ利用中の施設が浸水による被害を受けて被災。施設内でスタッフの支援のもと垂直避難を行った。翌日、仮設避難所に移動し、夕方、親族宅に移る。自宅周辺の冠水や断水が解消したため約2週間後に、自宅に戻る。</p> <p>帰宅から20日後、うっ血性心不全等のため入院。約2週間後に心不全の症状が改善し退院するが、退院から3日後に尿路感染症等のため再入院。2週間後、循環器障害・食欲低下・意欲低下等により全介助を要する状態となり、リハビリ目的に転院する。転院から2か月半後に、食思低下・心機能悪化が進行し、循環器機能低下から体内の酸素量が低下し、慢性心不全で死亡。</p> <p>被災による強い心理的負担や避難行動による身体的負担、環境の変化が、一連の疾病の発症を招き、慢性心不全での死亡につながったものと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【45】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	急性大動脈解離
死亡までの経緯等	<p>発災前から心臓機能障害と腎臓機能障害があり、注意を要する状態であったが、人工透析をしながら生活していた。</p> <p>自宅で被災し、2階へ垂直避難し、一夜を明かし、翌日、透析を継続するために、親族宅へ避難し、約2週間後に、借上げ型仮設住宅に入居する。</p> <p>被災による透析スケジュールに変更なく、週3回ペースで人工透析を継続。著明な病状変化はなかったが、被災から2か月後に心肥大の進行や大動脈石灰化が確認され、その1か月後には、透析後に嘔吐が見られるようになった。</p> <p>被災から約5か月半後、頭痛とめまいを訴え、病院を受診。検査中に容態が急変し、急性大動脈解離で死亡した。</p> <p>発災後の避難行動や避難生活での身体的及び精神的負担、生活環境の変化が既往症の悪化を招き、急性大動脈解離による死亡につながったと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【46】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前から肺疾患の既往があったが、1年の治療経過をもって終了しており、日常生活で不調を訴えることなく生活していた。</p> <p>自宅で被災し、家族で避難行動ののち、被災から4日後、アパートを契約し、家族で入居。被災から約1か月半後に非肺結核性抗酸菌症の悪化が認められ、ほぼベッド上での生活となる。それから2か月後に自宅トイレで倒れ、救急搬送され入院し、入院から1か月半後に肺炎で死亡。</p> <p>災害に遭遇したことや避難による身体的負担、生活環境の激変により、身体機能の低下や既往の慢性閉塞性肺疾患の増悪を招き、肺炎による死亡に至ったと考えられることにより、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【47】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>発災前からほぼ全介助の状態、有料老人ホームで生活していた。</p> <p>施設が浸水する前に、関連施設に避難するが、翌日に避難先が浸水したため垂直避難し、その翌日に自衛隊に救助され避難所へ避難する。避難所で発熱し、救急搬送され入院。ウイルス感染症の診断を受ける。入院から1か月半後に転院し、保存的治療・リハビリ主体の治療が行われる。転院から約2か月経過したころから食事を摂ることができなくなり、中心静脈栄養を行っていたが、約50日後に肺炎で死亡した。</p> <p>被災による避難行動により、廃用症候群となり日常生活動作の低下が続き、肺炎での死亡につながったと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【48】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	心室細動
死亡までの経緯等	<p>被災前から指定難病である多発性筋炎と、それに伴う様々な循環器や血液の疾患が認められ、定期的に受診し、治療を継続していた。移動や身の回りの管理に支援を受けながら在宅で生活していた。</p> <p>自宅浸水前に、自家用車に乗り家族で避難するが、避難所は混雑していたため、店舗の駐車場で車中泊する。翌日は、親せき親族宅に、翌々日から別の親族宅に避難し、被災から約40日後に、家族で借上型仮設住宅へと移る。短期間で避難生活の場が移り、ほぼベッド上で生活するようになった。その後、食欲の不安定さや下肢筋力低下の進行があった。</p> <p>発災から約5か月後、下痢の症状が出現し、病院に救急搬送され処置を受けたが、心肺停止となった。心肺蘇生が行われるも心破裂が起こり、心室細動で死亡した。</p> <p>被災後の生活環境の激変により、身体の機能や免疫力が低下し、容態が急変して死亡したと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【49】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	急性硬膜下血腫
死亡までの経緯等	<p>被災前から双極性感情障害や脳梗塞等の疾患があり、家族の介護を受けながら自宅で生活していた。両下肢の筋力低下や両失明もあり、躁状態や不穏に伴って転倒することが多かった。</p> <p>発災時は家族と自宅2階に垂直避難。翌朝にボートで救助され、避難所へ移動し1泊した。</p> <p>翌日、被災した自宅に戻ったが、心身状態が悪化し、帰宅から15日後に双極性感情障害のため入院した。投薬治療で症状が安定し、入院から3か月後に退院。借上型仮設住宅へ帰宅したが、再び躁状態から多動となり、転倒や壁等への衝突が頻発した。帰宅12日後の夜に倒れて意識不明となり、急性硬膜下血腫のため入院したが、回復することなく入院6日目に死亡した。</p> <p>死因の急性硬膜下血腫は不慮の事故により発症したものであるが、被災による生活環境の激変が、基礎疾患の双極性感情障害の増悪や、視覚障害による環境変化への適応困難を招いて転倒に至ったものであり、偶然の事故とは言えないため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【50】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前は、重度の腎臓機能障害による人工透析や心筋梗塞、動脈硬化等の治療をしながら自宅で父と暮らしていた。</p> <p>発災10日前に虚血性腸炎のため入院しており、発災時は、抗菌薬加療や血管手術等のため入院中であった。</p> <p>発災から2日後、父を心配して早期退院し、避難所で1泊した後は、親族宅で避難生活をしながら透析治療を再開したが、退院から10日後に抗菌薬関連大腸炎を発症し、2週間入院した。</p> <p>退院翌日から被災した自宅2階で父と在宅避難生活を始めたが、約1週間後に腸炎を再発し、2週間入院した。</p> <p>退院から約半月後に、借上型仮設住宅に入居したが、食事内容から高カリウム血症や循環器機能の悪化等を招き、入居から2か月後に入院した。5日後に退院し、通院による人工透析を再開するも、退院から10日後に借上型仮設住宅にて急性心筋梗塞により死亡した。</p> <p>被災した自宅や借上げ型仮設住宅での避難生活による心身への負荷があったと推測され、現症の重篤化が、死因である心筋梗塞の発症に影響したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



【51】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	脳幹部出血
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧であったが、日常生活には支障がなかった。</p> <p>発災時には会社が浸水。約3か月間、猛暑の中、休みなく片づけをするも、会社の再建は不能となった。片づけを行う中、食欲不振、体重減少及び睡眠障害があった。</p> <p>発災から約100日後、外出先で倒れ、救急搬送されたが、同日のうちに脳幹部出血により死亡した。</p> <p>被災後、猛暑の中、流入した土砂や機材の片づけを行ったことによる身体的負担などから、更なる高血圧状態を招き、脳幹部出血を発症して死亡したと推測されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【52】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、糖尿病の治療を行いながら、農作業を行うなど、自宅で日常生活に支障なく生活していた。</p> <p>発災時には、家の中に土砂が流入したため、家族とともに避難所に避難する。猛暑の中、ボランティアなどとともに流入した大量の土砂の片づけを行うが、家屋の1階部分は被災したため住めず、2階で生活する。被災から約3週間後、咳や痰がきれず、喉の痛みが出る。</p> <p>被災から約4か月半後、自宅にて嘔吐し、救急搬送される。重度の肺炎のため、同日、死亡した。</p> <p>被災後、猛暑、かつ、不衛生な場所で土砂等の片づけを行ったことで、身体的負担と精神的疲労から基礎疾患である糖尿病の悪化を招き、肺炎を発症して死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【53】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>被災前は、自宅で夫婦二人暮らしをしており、家事や庭の草むしりのほか、旅行に行くなど、日常生活の制限はなく暮らしていた。</p> <p>豪雨による自宅裏山の土砂崩れにより、ボイラー室が崩壊し、浴室が損壊。水道管が損壊したことにより断水した。裏山の土砂崩れにショックを受け、食事がとれず、その分水分を多めにとったことで、基礎疾患である低ナトリウム血症の悪化を招いた。</p> <p>発災から6日目から入院する。入院加療により症状が改善し、約2週間で退院するも体力の低下は著明であり、ADL（日常生活動作）は低下し、退院から約1か月後に要介護2の判定を受ける。</p> <p>夫による介護やデイサービス、ショートステイを利用しながら在宅生活を送っていたが、要介護認定から約2か月後、肺炎及び気管支炎の診断を受け、入院する。入院後、症状の改善がみられるも、発災から約5か月半後に、肺炎を発症して死亡した。</p> <p>災害による身体的・精神的負担により、体力の低下を招いて直接死因の原因である肺炎を発症して死亡したと推測され、災害と死因との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【54】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	誤嚥性肺炎
死亡までの経緯等	<p>被災者は、胃がんの手術をしたことはあったが、腰痛の治療のために通院していた以外持病はなく、健康上問題なく過ごしていた。</p> <p>発災時、雨が強くなったことから、近隣住民に促され近所の集会所に夫婦で避難した。その後、親族が車で迎えに来て、親族宅で1夜を過ごした。翌日、自宅隣にある山の畑が崩れ、土砂が流入し、屋根も損壊して住める状態ではなくなっていることが判明。引き続き避難していた親族宅に約1週間避難する。災害の影響で断水していること等でストレスにより、口数も減り、食欲も被災前に比べると減っていた。別の親族宅の断水が解消したため移動するが、落ちつかない様子であった。その後、発災から12日後に、断水が解消したこともあり、親せきが所有する空き家に移動。</p> <p>親せきが所有する家屋に移動した1か月後の朝、吐血があり、子の車でかかりつけ医を受診したところ、病院に救急搬送され、重症の肺炎等のため入院した。入院から約70日後、容態が悪化し、誤嚥性肺炎により死亡した。</p> <p>自宅の被災に伴う環境の大きな変化により、精神的及び身体的な負担が増大し、体力の低下を招き、誤嚥性肺炎による死亡につながったとして、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【55】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・60歳代
死因	くも膜下出血
死亡までの経緯等	<p>高血圧の既往があり、服薬により加療を行っていた。</p> <p>自宅が半壊の被害を受け、避難所に避難。3日目に帰宅し、自宅2階で生活し、自宅の復旧作業を行う。</p> <p>被災時に高血圧症の薬が流されたことにより約1か月間服薬ができず、避難所からの帰宅後は、復旧作業や母親の介護、親族間での揉め事により疲弊し、定期的に通院できていなかった。</p> <p>被災から約5か月後、自宅の庭先で倒れ、救急搬送されたが、2日後にくも膜下出血のために死亡した。</p> <p>被災により身体的・精神的負担が増加し、定期的に通院もできず、高血圧症の薬も継続的に服用できない状態が続き、くも膜下出血で死亡したと推認されることにより、死因と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【56】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	慢性呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>長女との二人暮らし。長年、肺気腫を患い、酸素吸入を行っていたが、最低限の身の回りのことは行っていた。</p> <p>発災時、避難しようと思った時には自宅前の道路が玄関の高さまで冠水しており、避難所等への避難が不可能であったため、長女とともに自宅2階へ垂直避難。長女が酸素吸入器と最低限の食糧を2階に運び、一夜を過ごす。翌日、親族宅に親族が運転する車にて一時避難。翌日、別の親族宅に移動し、約2か月間滞在する。自力で動くことが減り、1日の大半をベッドの上で過ごす。また、食事の量も減り、1日1食程度になった。</p> <p>親族宅に約2か月滞在した後、自宅前のみなし仮設住宅に入居する。入居から1か月半後、体調が悪化し、自力で体を支え切れなくなった。発災から約5か月後、みなし仮設住宅内で息をしていない状態を発見され、死亡が確認された。</p> <p>避難行動による身体的負担や、発災に起因する精神的なショックにより食事量が減り、必要とする栄養を十分摂取することができなくなったことで、肺疾患が悪化したことが死亡に影響したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【57】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	<p>自分のことは自分ででき、介護認定を受けることもなく、自宅で生活していた。</p> <p>地震発生時、屋外に避難。自宅前の道路を倒れた電柱がふさぎ、自宅から車を出すことができなかつたため、隣家の車庫で過ごす。再び大きな地震が起きた際、避難所に避難するが施設内にスペースがなく、一晩施設の外で過ごした。翌日、施設内の玄関ホールに移動した。玄関ホールに移動してから3日後、40度の発熱があり、病院に緊急搬送される。一時軽快したが肺炎を繰り返し、次第に衰弱していった。被災から約4か月後、肺炎のため死亡。</p> <p>避難行動の身体的負担により肺炎を発症して死亡したものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【58】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>地震発生から1か月前から心不全のため入院し、リハビリ等を行っていた。</p> <p>地震により入院先の病院が被災し、入院継続が不可能となったためすべての入院患者が他の病院に転院となった。</p> <p>被災から約2か月後、全身状態の改善が難しく、看取り前提で転院するが、胃ろう造設の説明を受け、家族は積極的な治療を希望。転院から1週間後、全身状態不良のため他の病院へ紹介搬送となるも、全身状態が非常に悪く、胃ろう造設は不可能とされた。また仙骨部に褥瘡があり、当該褥瘡は重度で感染も伴っているため生命の危険があることも家族に説明された。その後、徐々に改善が見られ、経管栄養・経口栄養の併用となる。</p> <p>被災から約4か月後、急な発熱や血圧低下、酸素化低下があり尿路感染症による敗血症とされた。その2日後、意識レベルが急に低下し、心肺停止状態となって死亡した。</p> <p>被災により転院を繰り返し生活環境が激変したことが身体的・精神的に負担を与え全身状態の悪化につながって敗血症により死亡したと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



【59】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	多発外傷
死亡までの経緯等	<p>発災前は自宅で元気に生活していた。</p> <p>自宅で被災し、避難所に1週間程度避難していた。その後、自宅に戻るが、屋根に応急的に張ったブルーシートに雨が当たる音をととても嫌がっていた。梅雨時に入ると特に元気がなくなり、不眠を訴え、精神安定剤の処方や、カウンセリングを受け、病院でも家の修理が終わらない不満を度々吐露した。</p> <p>被災から約4か月半後には、友人が訪ねてきても会おうともしなくなった。</p> <p>被災から約5か月後の明け方、夫が気付いた時には家に姿はなく、自宅近くで死亡しているのを発見された。</p> <p>地震や避難生活による身体的・精神的負担がうつ病を発症させて、自殺に至ったものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【60】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性腎不全
死亡までの経緯等	<p>肺気腫、認知症のため通院していた。</p> <p>被災当日は車中泊し、その後、避難所に避難した。避難所で発熱し、被災5日後に医療機関を受診した。胸部レントゲン、胸部CT及び採血検査を行うが異常はみられなかった。その後、6日後に酸素吸入、翌日に救急外来で点滴、さらにその翌日に検査を受けるが異常はみられなかった。その後も微熱が続く。</p> <p>被災から1か月半後に夜間を中心に原因不明の高熱を発生し、入院。その後、急激に腎機能が低下し、被災から4か月半後に死亡する。</p> <p>避難行動による環境の変化やストレスによる身体的負担が発熱や腎機能を低下させて死亡に至ったと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【61】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	肺腺がん
死亡までの経緯等	<p>被災前から慢性閉塞性肺疾患や肺がんと診断があり、被災の約2か月前に、家族へ余命1年との宣告があり、化学療法が行われていた。</p> <p>夜半に急激に自宅が浸水し、2階に垂直避難した。体が水につき、翌朝、自衛隊に救助され、病院に搬送された。病院で身体状態の検査を受け、親族宅へ身を寄せた。数日後、家族とともに自宅の片付け作業を行った後に、細菌性肺炎を発症したため入院となった。</p> <p>約2週間後に退院し、借上型仮設住宅に帰宅したが、10日後に再度発熱し、血中酸素濃度が低下したため再入院。肺炎治療を優先させるため、肺がんの化学療法が中断され、ADLは著しく低下した。2週間後、細菌性肺炎が軽快したため退院。</p> <p>その後、腫瘍が増大したため化学療法等を再開し、通院治療を継続するも、慢性閉塞性肺疾患の急性増悪等で入退院を繰り返し、病状が回復せずに、被災から約6か月後に肺腺がんのため入院先で死亡した。</p> <p>災害に遭遇したことや被災後の復旧作業等による身体的負担が、基礎疾患の増悪を招き死期を早めたと考えられ、死因である肺腺がんが災害に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【62】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	慢性閉塞性肺疾患
死亡までの経緯等	<p>被災前から呼吸器機能障害があり、在宅酸素療法をしながら家族で生活していた。</p> <p>発災時は、在宅酸素療法の機材をもって近隣の親族宅へ夫婦で避難し、その後別の親族宅で避難生活を続けた。</p> <p>その後、日常生活自立度には著変なく避難生活を続けていたが、2か月後に呼吸困難となり救急搬送され、約1か月間入院。親族宅に戻り、避難生活を再開した。被災から約70日後に、自宅の居室部分の改修を終えたため、自宅で生活を再開するが、約1か月後に再び呼吸困難となり入院するも回復せず、入院から約1か月後に慢性閉塞性肺疾患のため入院先で死亡した。</p> <p>災害による生活環境の激変や環境悪化による心身への負荷があったと推測され、発災前からの呼吸器機能障害が悪化したことにより、死因である疾病の増悪に至り死期を早めたと認められることから、死因と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【63】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	胆管炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、長年、肝原発神経内分泌腫瘍を患っていたが、日帰り旅行に行くなど精力的な生活を送っていた。</p> <p>発災時は、23時頃に避難所へ避難する。翌日、水が引いたため帰宅し、1階が被災したため2階で生活する。自宅の片づけを始めるが、非常に時間を要し、発災から約1か月間は1日中働き通しだった。</p> <p>発災から約1か月後に行われた検査（CT検査等）で、肝転移や副腎転移巣の増大が認められ、突然死のリスクがある旨も告げられる。発災から5か月後、知人から理不尽な言葉を浴びせられ、精神的にショックを受けて、食欲不振となり、更に体力が落ちていった。入退院をし、再入院から約20日後、胆管炎により死亡した。</p> <p>被災後、身体的負担による疲労及び過度のストレスが蓄積され、食欲不振と体力低下を招き、肝原発神経内分泌腫瘍が悪化した結果、胆管炎を発症して死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【64】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	甲状腺未分化がん
死亡までの経緯等	<p>被災者は、発災前から腺腫様甲状腺腫の疑いで通院していた。被災前は、甲状腺がんの診断はできなかった。</p> <p>自宅で被災し、1階に土砂が流れ込み、町内の親せき宅に夫婦で避難する。連日猛暑の中、夫婦で土砂の撤去、自宅の片付け、ボランティアの受入れ等、復旧作業を行った。</p> <p>被災から約2か月後、心身ともに疲労困憊し、食事もとれなくなり、眠れない日が続いた。病院を受診し、うつ病と診断され、入院した。</p> <p>6か月後に退院したが、実質は甲状腺治療のための転院であった。転院の2日前に、甲状腺の腫れのため、入院先から別の医療機関を外来受診。甲状腺がんの診断を受ける。</p> <p>転院から3か月後に、甲状腺未分化がんにより入院先で死亡した。</p> <p>発災前から重篤な既往症があったわけではなく、発災後の連日の炎天下での復旧作業による身体的・精神的負担で心身ともに衰弱し、うつ病で入院したことで、既往症の腺腫様甲状腺腫の治療が受けられなかったことが、病状を悪化させ、甲状腺がんにより死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【65】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧症や心臓病の持病があったが、病状は安定しており、服薬により日常生活は支障なく自宅で生活していた。</p> <p>発災時は、早朝に自宅の周りに土砂が流入し、何も持たずに泥まみれになりながら高台へ避難。高台から避難所へは消防車で移動。移動中の消防車内で嘔吐し、医療機関を受診。めまい、嘔吐と診断される。被災から約1か月後に、市営住宅へ入居する。</p> <p>被災してから約3か月間、ほぼ毎日のように自宅周辺の土砂の撤去やがれき等の解体・撤去作業を行う。被災から4か月目は、屋内の清掃等を行った。被災から約5か月後、夜間トイレに行く際にめまいを覚え、病院を受診。</p> <p>被災から8か月半後には、胸部痛を覚え、病院を受診。休むとよくなるが、動くと痛みがあると訴える。50m歩行や引越し（約半月後に帰宅予定）の荷造りをすると労作狭心症が出現。受診翌日、胸痛を覚え、心筋梗塞により入院。緊急カテーテルを行うが、その2日後に急性心筋梗塞により死亡した。</p> <p>自宅に流入した土砂の撤去作業の身体的負担やストレスで急性心筋梗塞を発症し死亡したと認められることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【66】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	うっ血性心不全
死亡までの経緯等	<p>被災前からうっ血性心不全、腰部脊柱管狭窄症、慢性腎不全の症状があり、定期的に受診していたが、自宅で生活していた。</p> <p>自宅が全壊の被害を受け、転倒により負傷する。車中泊をした後、受診した医療機関に2日程度滞在する。その後、入院するが、退院後は他県の知人宅に避難する。体調が悪化のため入退院した後、心不全のため入院。回復に向かったため退院するが、再度心不全で入院し、被災から6か月後に、うっ血性心不全で死亡。</p> <p>地震のショック、余震への恐怖による身体的・精神的負担が持病の心不全などに影響し、死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>



## 【67】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・30歳代
死因	縊死
死亡までの経緯等	<p>発災前は特に持病もなく、妻子と3人で自宅にて生活していた。</p> <p>発災後、原発事故の影響で他県に避難しようとしたが、妻の家族と連絡が取れなかったため、家族で妻の実家に向かうこととなった。途中、被災状況を目の当たりにして、相当ショックを受けているようであった。1週間ほど妻の実家に滞在し、自宅に戻る。</p> <p>発災から約1か月後、他県に避難。なお、子どもが学齢に達していたため、市内の小学校に入学し、転校手続きを取った上で、妻子は1か月遅れで避難した。</p> <p>発災から3か月後頃から、酒量が増える、一方で体重が減少し、不眠や疲れを口にするようになった。</p> <p>発災から5か月後に、妻子のみで一時帰宅。心理カウンセラーから連絡が取れないと妻に連絡があり、初めて夫が心理的に苦しんでいることを認知した。</p> <p>発災から8か月後に、避難先で自死しているのを外出から帰った妻子が発見。救急車を呼んだが死亡しているのを確認された。</p> <p>申立書の医証や陳述書から、うつ病発症後に自殺した事実には間違いはなく、災害による避難行動や心労がうつ病発症の原因と考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【68】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	敗血症
死亡までの経緯等	<p>長年、糖尿病と認知症を患っていたが、家族の介護とデイサービス施設への通所により、家族とともに自宅で生活を送っていた。</p> <p>発災時、水害により、自宅が半壊となる。市内の避難所で1泊。主に介護していた者がけがを負ったこと、通所していたデイサービス施設が浸水したことにより、発災前と同様の介護を受けることができなくなった。避難翌日から市外の親族宅で避難生活。生活環境の変化が大きく、家族や地域住人と離れたこともあって、徐々に活気がなくなった。</p> <p>発災から約1か月後、介護老人保健施設に入所する。入所から約1か月後、体に変調を来したため救急搬送され、散在性脳梗塞等により入院。その後、一般病院とリハビリ病院とを数回行き来し、発災から9か月後に介護老人保健施設に再入所。全身状態が徐々に悪化し、発災から1年後に肺炎から敗血症になって死亡した。</p> <p>認知症の悪化や病気による身体的な負担と精神的ストレスが高まって、徐々に体力が弱まり、食欲も落ちた結果、肺炎から敗血症になって死亡したと推測され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【69】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	虚血性心疾患
死亡までの経緯等	<p>被災前から統合失調症の治療のため入院していた。入院中に被災したが、大きな変化は見られなかった。</p> <p>被災1週間後に、市外にある同系列の病院に避難。転院2日後に、県外にある病院に再度避難した。転院から4か月経過後頃から、落ち着きに欠けるようになり、大声を上げるなど周囲への迷惑行為や、転倒が続くなど統合失調症が悪化したことから、拘束状態となる。また、嚥下能力が低下し、食事も飲み込めなくなったことから経管栄養を開始する。</p> <p>被災から2年5か月後、発熱、誤嚥による肺炎症状が強くなったため経管栄養を中止し、点滴静脈内注射で経過をみることとなり、抗生剤の投与などにより肺炎は軽快。</p> <p>その後、全身状態に問題は見られなかったが、病院スタッフの巡視時に心停止状態を発見され、蘇生措置が施されたが、死亡が確認された。</p> <p>災害により転院を余儀なくされ、転院による環境の変化による身体的・精神的負担が虚血性心疾患による死亡に影響したものと推認され、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【70】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	心原性脳塞栓症
死亡までの経緯等	<p>高血圧の既往はあったが、家事や身の回りのことは自分で行い、自立した生活を送っていた。</p> <p>自宅が被災したため車中泊する。一度自宅に戻ったが、再び強い地震が起きたため車中泊する。その後、親せき宅に移動して一泊する。翌日は車中泊の予定であったが、疲労が見られたため体調面を心配し、市役所に一人分横になれるスペースを設けてもらい休んでいた。市役所の駐車場にいた家族が、夜間、様子を見に行ったところ、意識がなく様子がおかしいのに気づき、病院に救急搬送する。脳梗塞を起こしていたが、搬送先で治療が不可能であったため、救急車で対応できる病院に搬送された。リハビリのため転院。言語障害が残る。</p> <p>退院後、特別養護老人ホームに入所し、その後、介護老人保健施設に移る。朝食時に脳梗塞で倒れ、病院に搬送されるが寝たきりとなる。その後、転院するが、転院先で心原性脳塞栓症により死亡した。</p> <p>地震と死亡との期間が1年以上あり、また、2度目の脳梗塞は1度目の脳梗塞から7、8か月経過しているものの、2度目の脳梗塞は1度目の脳梗塞が起因していると考えられ、1度目の脳梗塞は被災直後の車中泊等の避難生活による身体的・精神的負担が影響して起きたものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【71】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	頭部外傷後遷延性意識障害
死亡までの経緯等	<p>ショッピングセンター敷地内で自動車に乗車する際、台風による強風にあおられ転倒し、後頭部を負傷。</p> <p>受傷時、意識消失はなく、歩行可能であったため、そのまま帰宅した。帰宅後、容体が悪化したことから、家族が救急要請し、病院に救急搬送された。転倒による脳挫傷と診断され、開頭手術が行われた。術後、遷延性意識障害となり、四肢麻痺、経管栄養の状態であるが、病状は安定。手術から約50日後、家族の希望により、自宅近くの病院に療養目的で転院する。転院から約2年後、回復することなく死亡。</p> <p>台風による強風で転倒し、受傷したことが原因で死亡したことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

## 【72】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・60歳代
死因	脳挫傷
死亡までの経緯等	<p>夫と子ども2人の4人で一戸建ての自宅で生活していた。持病もなく、家族間、近隣住民との関係も良好であった。</p> <p>発災時は自宅におり、夫とともに高台に避難する。避難した高台から自宅が全壊流失する様子を目撃する。</p> <p>その後、避難所での生活を送るが、特に心身の不調を訴えることはなかった。</p> <p>被災から約4か月後に、市内の仮設住宅に入居する。直後から、隣室の人が歩く音や生活音を気にするようになり、幻聴や妄想を訴えるようになる。市内の別の仮設住宅に転居し、一旦は幻聴等の訴えはなくなった。</p> <p>被災から2年後に心療内科を受診し、幻覚・妄想状態、不安、抑うつ状態がある旨の診断を受ける。</p> <p>被災から4年8か月後、市内の災害公営住宅（8階）に転居する。精神状態はだいぶ落ち着いたが、通院、投薬治療は継続。転居から1年10か月後頃から不眠、食欲不振を訴えるようになり、「ベランダから飛び降りたくなることがある」旨の言動もみられる。</p> <p>転居の2年後に、自宅ベランダから飛び降り、死亡。</p> <p>災害による生活環境の激変が身体的・精神的負担となり、妄想性障害を発症した結果、自殺に至ったものと推認され、かつ、被災以外の心理的負荷及び個体側要因が特に認められないことから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

【73】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・70歳代
死因	慢性腎不全
死亡までの経緯等	<p>発災の10年以上前から慢性腎不全による血液透析を施行されていたが、自身の食事や身の回りのことは問題なく生活していた。</p> <p>発災後は、週3回受けなければならない血液透析を市内の病院で受けることができなくなり、他市の親せき宅に避難して、血液透析が施行可能な病院を探し、発災から6日後から週3回の透析を再開した。他市に避難したことで、精神状態が不安定となり、統合失調症と診断され、発災から約2か月後から約1か月間入院した。</p> <p>その1年後に通院先を変更し、「慢性腎不全、慢性心不全、閉塞性動脈硬化症」と診断される。転院から3か月後に、心不全のため2週間、他の病院に入院。退院後、元の病院に戻り治療を継続していたが、発災から約4年4か月後に死亡した。</p> <p>避難後も透析治療は中断することなく継続されたが、環境の変化や長期的な避難生活が身体的・精神的負担となり既往の慢性腎不全を増悪させ死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</p>

(イ) 災害関連死として認められなかった事例

【74】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	火災による一酸化炭素中毒
死亡までの経緯等	<p>地震翌日の朝、自宅がろうそくの火により出火して一酸化炭素中毒で死亡。</p> <p>地震の影響で停電中だったことから、寝室でろうそくを使用していたことが考えられる。ろうそくはマグカップの中で使用しており、何らかの要因でろうそくの火から可燃物に着火して火災化したものと考えられるが、その要因の特定には至っていない。</p> <p>火災の発生原因が偶然のものであり、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>



【75】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性硬膜下血腫
死亡までの経緯等	<p>地震当日の朝9時10分ころ、利用している福祉施設の状況を確認するため外出。地震の影響により停電していたために、自宅マンションの5階から階段を利用。</p> <p>施設に行き、すぐ自宅に戻ったが、一人で階段を上った際に転倒し、負傷した。</p> <p>転倒後、救急車で救急搬送されたが、停電の影響で4か所の病院から検査ができないという理由で受け入れを断られている。搬送先の病院で、当日11時30分から緊急で開頭血腫除去術を行ったが、神経学的予後不良かつ止血困難で、救命困難となり、当日19時ごろに死亡。</p> <p>救急隊から、既に意識の状態が悪く、昏睡状態で対光反射もなく、耳から出血し、かなり重症な脳出血という所見があり、発見時から脳にかなり重症な外傷を受けていたと考えられる。また、救急出動から病院へ搬送されるまで平均36分かかるところ、本件では60分かかっているが、ケースによっては60分程度かかることは起こり得る。</p> <p>これらにより、停電がなければ早く初期治療を受けることで助かった蓋然性が高いとまでいいがたいこと、また、事故の発生原因は偶然のものであることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【76】

災害区分	台風
発災から死亡までの期間	1週間以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	多発外傷
死亡までの経緯等	<p>浸水で孤立した住宅から東京消防庁のヘリコプターで救助される際、ハーネスを着用し、隊員1人が両腕で抱えながらロープでヘリコプターに引き上げるところ、救助に当たった隊員がハーネスとロープをつなぐフックをつけ忘れたため、ヘリに乗り移る直前で高さ約40メートルから水面に落下して、全身を強く打って死亡した。</p> <p>救助に当たった隊員の過失による事故で死亡していることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【77】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	右上葉肺腺がん
死亡までの経緯等	<p>肺がんのため在宅酸素を使用中、地震による停電で酸素ポンベの充電が切れそうになった。レンタル会社に確認したところ、車で充電する方法もあるとアドバイスを受け、車で充電。充電後、車から自宅に戻る際に玄関先の段差につまずき、転倒して大腿骨を骨折。</p> <p>当初、主治医がいる病院では受入れができず、他の病院に搬送されたが、本人が骨折の手術を希望したことから、翌日、主治医のいる病院に転院した。入院先では、呼吸器内科でがん治療を行い、手術の前日に整形外科に転科。入院から約1か月後に手術。術後4日後からリハビリを開始したが、リハビリ開始から2日後にがんが脳に転移していることが見つかり、徐々に状態が悪化して転移発見から2日後に死亡。</p> <p>大腿骨の骨折は病的骨折と診断されており、がんの骨転移で骨がもろくなっている中で軽度の転倒が加わって生じた骨折と考えられること、骨折してがんの治療が延期になったことが寿命を縮めたというよりも、病勢の進行が早かったと考えられることなどから、事故の発生原因が偶然のものであり、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【78】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・90歳代
死因	上行結腸がん
死亡までの経緯等	<p>被災3年前から認知症を発症しており、要介護度が5であり、歩行する際は手を引くことや、トイレなどの介助が必要であった。平日はデイサービス、週末は施設のショートステイを利用していた。</p> <p>発災の2か月半前に胸部全体の痛み等のため、医療機関を受診。血液検査やCT検査を受けるが、異常なしと診断された。</p> <p>発災時、自宅が床上浸水し、ベッド下まで浸水の被害を受ける。翌日午前中は自宅で過ごし、床下浸水していたことから、食事や着替えはベッド上で済ませた。同日正午過ぎ、施設へ。当初、2泊3日のショートステイの予定であったが、施設側の申出により2週間滞在することとなった。施設で下血したため救急搬送され、入院。CT検査で回盲部～上行結腸に大きな腫瘍が認められた。入院2か月後に転院。転院から1週間後に、上行結腸がんのため死亡。</p> <p>被災前から一定規模のがんが存在したであろう事実に加え、要介護5であり、身体的にも衰弱しているということ、被災直後の生活環境が著しく悪化したとは見受けられないことなどから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【79】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・50歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>発災前から他県に単身赴任しており、発災時も単身赴任先にいたことより直接の罹災や避難行動はない。自宅が被災したため、発災月には3回、翌月以降は月2回のペースで帰宅し、1～3日程度自宅に宿泊していた。発災から約6か月後に単身赴任先で急性心筋梗塞を発症し、搬送先の病院で死亡が確認された。</p> <p>被災後の復旧作業中は休息時間を確保し、仕事も継続しており、復旧作業により著しく体調が悪化した事実は確認できない。また、災害後に直接死因の原因となる疾病の発症も確認できない。このことから、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【80】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	肝細胞がん
死亡までの経緯等	<p>被災前は家族と自宅で生活し、警備等のアルバイトをしていた。</p> <p>発災時は自宅に浸水する前に家族全員で自家用車に乗って避難し、温泉宿泊施設や車中泊、親族宅での滞在を経て借上型仮設住宅に入居した。</p> <p>入居後はアルバイトを再開し避難生活を継続していたが、被災から2か経ったころから体調不良を訴えるようになり、検査入院した。肝細胞がんと診断され、検査及び発熱や食欲不振への対処がなされ、化学療法を開始するも、入院から約1か月後に腫瘍崩壊症候群を発症し、入院先で死亡した。</p> <p>被災後の避難生活による心身への影響があったと推測されるが、既に病状は化学療法を実施しても余命わずかな程度まで進行しており、医学的に災害が死期を早めたことも確認できないため、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。</p>

【81】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>発災前から、要介護5の全介助を要する状態で、グループホームで生活をしていた。</p> <p>発災時は、浸水前に施設職員の介助により、別の関係施設で垂直避難した。翌朝、自衛隊により救助され、避難所へ移動し2泊した。</p> <p>被災から3日後に短期入所施設に入所し介護を受ける。入所以降は状態に急変なく生活し、入所から約50日後に発熱するも翌日には解熱した。解熱翌日に、隣県の特別養護老人ホームへ介護タクシーで移動し入所した後は著変なく生活していたが、入所から約20日後に一時的に呼吸が不安定となり、看取り対応となった。それから約2か月半後に発熱し徐々に呼吸が不安定となり、発熱から1週間後に老衰のため死亡した。</p> <p>被災による生活環境の変化があり、心身への影響はあったと推測されるが、災害による死因の原因となる疾病の発症や基礎疾患の増悪を医学的に確認することができず、災害後に自然経過を超えて著しく身体機能が低下したことも確認できないため、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。</p>

## 【82】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	6か月以内
性別・年齢	女性・70歳代
死因	慢性腎不全
死亡までの経緯等	<p>発災の前から透析を受けていた。</p> <p>発災当日、自宅で被災したが、転倒や家財の下敷きになるなどの地震の揺れによる直接の被害はなかった。発災翌日に主治医がいるAクリニックで透析を予定していたが、地震に伴う停電の影響で実施できず、1日遅れで、B病院で透析を受けた。その後は、Aクリニックに通院し、発災前と同じ週3回定期的に透析を実施していた。</p> <p>発災から約2か月後に、傾眠傾向・経口摂取不能に陥り、B病院に救急搬送された。入院から約1か月半後に、リハビリテーション、維持透析目的で転院したが、シャント閉塞等により慢性腎不全のため死亡。</p> <p>退院時サマリ等からは、地震によるストレスによって慢性腎不全等の既往症が増悪したとは読み取れないこと、1日透析が遅れたことによって腎不全が増悪したとは認められないことから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>



【83】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・60歳代
死因	胃がん
死亡までの経緯等	<p>被災前からの腹膜播種の診断があり、定期的に化学療法等をしてしながら自宅で生活していた。</p> <p>被災後も、在宅避難をしながら化学療法等を継続していたが、がんの転移や進行により閉塞性イレウスや胆管閉塞を発症し、被災から約4か月後に入院治療となった。入院10日後に胃がん治療に関するカンファレンスを実施以降、治療や看護の拒否が著明となり、加療困難のため入院50日後には看取りケアの方針となり、その20日後に胃がんのため入院先で死亡した。</p> <p>被災後の在宅避難生活による心身への負荷があったと推測されるが、災害前に発症していた胃がんが死亡原因となった疾病であり、入院以降の治療拒否による医療中断があるものの、災害により明らかに死期を早めたと医学的に判断できないため、災害と死亡原因となった胃がんとの間には相当因果関係が認められないとされた。</p>

## 【84】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・100歳以上
死因	悪性リンパ腫 再発
死亡までの経緯等	<p>被災12年前に非ホジキリンパ腫を発症していたが、化学療法により寛解した。その後、骨折による人工骨頭置換や腎機能低下があり日常的に介護を要する状態であったが、自宅で生活していた。</p> <p>発災時は2階に垂直避難したが、長時間水中に体が浸かっていたため低体温となった。翌朝、自衛隊に救助され、救急搬送先入院し、低体温と廃用症候群の診断を受けた。低体温は軽快したが、リハビリを要するため他の医療機関に転院し、約2か月入院していた。</p> <p>退院後は有料老人ホームに入居し、施設職員の介護を受けながら生活していたが、入居から約20日後に右股にしこりが見つかり、検査の結果、非ホジキリンパ腫の再発と診断された。一度化学療法を実施するも、本人希望により中止し、無治療経過観察となり20日後に退院する。その後、病状が進行し、2か月後に看取りケアの方針となった。全身の機能低下が続き、看取りケアとなって約1週間後、入所先の有料老人ホームで死亡が確認された。</p> <p>災害に遭遇した事や、被災による生活環境の変化により心身への負荷があったと推測されるが、災害による被災が原因で、3か月後に非ホジキリンパ腫が再発したことが医学的に確認できず、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。</p>

## 【85】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	インフルエンザ
死亡までの経緯等	<p>被災前から脳梗塞の後遺症等により寝たきり状態で、通所介護や家族の介護を受けて自宅で生活をしていた。</p> <p>発災時は、家族の介助を受けて自宅2階へ垂直避難し、約12時間後に救助されたが、廃用症候群等のため、入院した。</p> <p>入院治療により症状は軽快したが、嚥下能力等の身体能力の低下があり、リハビリを要する状態となり転院。直後から、不随意運動の症状が現れ、嚥下機能の回復は望めない状態となったものの、手引き歩行が可能となる程の体力回復がみられた。</p> <p>入院から約6か月半後にインフルエンザと診断され心身機能が低下し、2日後に死亡した。</p> <p>災害に遭遇したことや、介護環境の変化による心身への負荷があったと推測されるが、直接死因の疾病であるインフルエンザと災害との間に相当因果関係があることは確認められないとされた。</p>

## 【86】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	真菌血症
死亡までの経緯等	<p>被災前からサービス付き高齢者住宅にて生活し、閉塞性動脈硬化症等の通院治療を継続していたが、自転車で外出することもできていた。</p> <p>発災時、入居施設に浸水があり、隣接の介護施設へ避難した。翌日に救助され、一時避難施設で1泊した後、有料老人ホームに入居した。</p> <p>1週間後に別のサービス付き高齢者住宅に入居し、週3回程の頻度で買物や散歩に外出可能な健康状態を維持し、通院を継続しながら病状に著変なく過ごしていた。</p> <p>入居から約3か月後、ベッドから転落した際に右大腿骨転子部を骨折し、翌日入院となる。骨折は軽快するも全身状態の悪化や、尿閉、皮膚感染症を発症。その後、真菌血症となり、呼吸器機能が低下し、入院から2か月半後に死亡した。</p> <p>災害による避難行動や生活環境の変化から心身への負荷があったと推測されるが、被災後から転倒するまでの間は病状に著変を確認できない。転倒後に真菌血症の発症を招き死亡したことから、災害後に災害とは別の原因で発症した疾病等が原因で死亡したと認められ、死因と災害との間には相当因果関係が認められないとされた。</p>

## 【87】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・90歳代
死因	出血性貧血
死亡までの経緯等	<p>被災前から、心臓弁膜症や前立腺がん等の治療をしながら、家族と自宅で生活していた。骨髄異形成症候群による貧血が増悪し自覚症状が生じたときに輸血をしており、発災2か月前には重症貧血のため入院後から輸血頻度が高くなった。</p> <p>発災時は自宅浸水前に避難開始し、知人宅で1泊後、親族宅で避難生活をし、被災から約50日後に借上型仮設住宅へ入居した。</p> <p>発災後も、予定どおり通院治療を継続していたが、入居から約1か月後に救急搬送された以降、輸血回数増加が確認された。その2か月後に骨髄異形成症候群により入院。血小板減少が認められ消化管出血が疑われるも、出血源が特定できなかったが、輸血で軽快したため8日後に退院。退院後は2週間ごとの輸血を継続した。</p> <p>退院から約2か月半後には病状安定により、輸血頻度を4週間ごとに変更するとされたが、その10日後に消化管出血性ショックで入院。大量出血のリスクがあるため検査は実施せず輸血等するも、入院から8日後に出血性貧血のため死亡した。</p> <p>被災や避難生活による心身への負荷があったと推測されるが、被災前から骨髄異形成症候群による貧血進行があり、消化管出血性ショックを発症し、出血性貧血により死亡しているため、死因と災害との間に相当因果関係を認められないとされた。</p>

## 【88】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	女性・80歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	<p>被災前から高血圧症やメニエール症候群、アルツハイマー型認知症があり、服薬や通院治療を受けながら生活していた。</p> <p>発災後は親族宅で避難生活をしており、転倒による左手首骨折や認知症の進行が確認できるが、その他の病状には著変なく過ごしていた。発災から約10か月後、入浴中に意識を失い救急搬送され、急性心筋梗塞による死亡が確認された。</p> <p>環境の変化により心身への負荷があり、認知症や歩行機能の増悪に影響したと推認できるが、死因の急性心筋梗塞は、災害とは別の原因で発病（発症）した疾病であるため、死因と災害とに相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【89】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	1年以内
性別・年齢	男性・70歳代
死因	溺水
死亡までの経緯等	<p>慢性肝炎及び糖尿病のため週2回定期的にかかりつけ医療機関に通院し、治療を行っていた。</p> <p>かかりつけ医療機関受診直後に被災。翌日、市内の親せき宅に避難する。その3日後に、市外の宿泊施設に避難する。さらにその1週間後に別の宿泊施設に避難する。この間は、他の医療機関を含め、通院・治療を受けることはできなかった。</p> <p>2度目の宿泊施設の避難から2週間後、別の宿泊施設に避難する。これ以降、かかりつけ医療機関又は他の医療機関への通院を再開する。</p> <p>3度目の宿泊施設への避難から約1か月後、市外のマンションへ避難のため移動し、マンションへの移動から2週間後に自宅に帰還する。帰宅後も週1回程度、かかりつけ医療機関へ通院していた。</p> <p>被災から9か月後に訪れた旅館の浴槽に浮かんでいる状態で発見された。救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。</p> <p>発災から半月程度は通院・治療は行えなかったが、その後は定期的に医療機関に受診して治療を行っており、災害の影響により治療ができなかった等の要因はなかったことから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【90】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年以内
性別・年齢	男性・80歳代
死因	呼吸不全
死亡までの経緯等	<p>被災の10年以上前から肺線維症の治療を行っており、在宅酸素療法として夜間のみ酸素ボンベを使用していた。</p> <p>発災当日には特に体調に変化はなかったが、3日後に隣県の親せき宅に避難し、5か月間滞在する。その後、地元市内の親せき宅に移動し、1週間滞在した後、市外の仮設住宅に転居。持病の肺線維症の治療のため通院する。</p> <p>転居から1年9か月後に、呼吸不全及び肺線維症のため約20日間入院した。以降入退院を繰り返す。</p> <p>発災から2年10か月後に、呼吸不全のため死亡。</p> <p>災害の影響により治療ができなかった等の要因はなく、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>



## 【91】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	急性硬膜外血腫
死亡までの経緯等	<p>被災前は、妻と子どもの3人で、持病もなく生活していた。</p> <p>自宅が全壊したため避難所で生活するが、1週間後に親せき宅に移り、被災から2か月後には、借家に移る。</p> <p>発災前は物静かだったが、突然、ヒステリックになったり、ふさいだりと感情の起伏が大きくなる。災害の映像も嫌がるようになる。</p> <p>借家への入居から2年後に応急仮設住宅に入居する。翌年、突然、意識を失い、病院に搬送される。てんかんの疑いがあるとされ、2年間経過観察となるが、ストレスと疲れによるものと診断される。その後も頭痛等を訴える。</p> <p>応急仮設住宅入居から3年後に、頭痛等を理由に完全に離職する。離職から5か月後に、別の仮設団地に転居。換気扇の音と振動のため不眠を訴える。転居から1年後に、入院し、症状が悪化する。4か月後に転院し、さらに2か月後、検査のために転院する。転院翌日に、転倒して頭を打ち、急性硬膜外血腫のため死亡する。</p> <p>自宅が全壊し、生活環境が変化したことによる身体的・精神的負担、親族や知人の死亡による精神的負担は認められるものの、これらと死亡との因果関係が医学的に判断できないこと、死亡は、入院していた際、就寝時間中に誤って転倒し、頭を打ったという偶然の事故によるものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【92】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	胆のう炎
死亡までの経緯等	<p>被災前は、特に持病はなく、家事や身の回りのこと、妻の介護等も行うことができ、自分で車を運転して、農作業にも従事していた。</p> <p>自宅が全壊し、妻と祖母が亡くなる。避難所で、他の避難者とともに不慣れな共同生活を送る。</p> <p>被災から2か月後に市内の親せき宅に移り、さらに2か月後には市内の仮設住宅に入居する。息子の家族と同居するが、翌年、息子家族が引っ越したため独居生活が始まる。</p> <p>被災から約2年後、脳内出血を発症し、室内で倒れているところを発見され、救急搬送される。入院中に心筋梗塞の診断を受ける。入院2か月後、リハビリのため転院する。</p> <p>被災から4年10か月後に、心原性脳梗塞のため入院。約20日後に治癒に近い状態となり退院する。</p> <p>退院から約1年後、要介護5の認定となる。認定から約20日後、発熱のため医療機関を受診し、急性化膿性胆のう炎により入院する。入院から約1か月後に、死亡した。</p> <p>直接の死因は胆のう炎であり、当該疾病が発災後に発症した心筋梗塞、心原性脳梗塞等の術後管理の中断がない中で発症しており、発災後に災害以外の原因で発病した胆のう炎が原因で死亡したものと推認されることから、死亡と災害との間には相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【93】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	心筋梗塞の疑い
死亡までの経緯等	<p>高血圧症、狭心症等の持病があったが、自宅兼店舗で飲食店を営んでいた。</p> <p>発災後、災害による食糧不足等で、早朝から深夜まで店の運営や食材の確保に奔走した。</p> <p>通院頻度は、発災から1年3～4か月後には週1回、その後は月2回となり、さらに発災から1年11か月後からは月1回であった。</p> <p>発災から3年8か月余の後、自宅兼店舗内で倒れ、救急搬送されたが、搬送先の医療機関にて死亡した。</p> <p>被災を起因とした病状の発症や既往症の増悪を認めるに足る事実は見受けられないこと及び死亡までの期間が発災から長期間を経ていることを考慮すれば、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【94】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	多臓器不全
死亡までの経緯等	<p>血圧が少し高めで服薬していたが、ほぼ健康に過ごしていた。</p> <p>発災直後に避難。自宅は全壊したため、親せき宅に避難した。被災翌日、地元消防団から山火事延焼のおそれがある旨連絡があり、避難を促され、親せき宅から畑で物置として使用していた自動車に妻とともに避難する。被災4日後、妻とともに車内で練炭による一酸化炭素中毒となっていたのを長男が発見。救急搬送され入院する。翌日、意識が回復するが、自力で立つことはできず、言葉もゆっくりでないと理解できない状態であった。意識が回復した翌日に、患者数の増加を理由に退院となる。親せき宅へ避難するが、災害の影響により停電が続いていた。その翌日の昼、脳梗塞を発病し、救急搬送される。後日、転院する。寝たきりとなり、誤嚥性肺炎を繰り返し、被災から8年2か月後に多臓器不全で死亡した。</p> <p>被災直後に発症した一酸化炭素中毒と脳梗塞は、固定したものと考えられ、被災から死亡まで8年が経過したことを考慮すると、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【95】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・80歳代
死因	急性虚血性心疾患
死亡までの経緯等	<p>右下腹部血管血栓のバイパス手術後、下肢に痛みが残り歩行にも支障があったが、本人が創業した会社の会長として仕事をしていた。</p> <p>会社兼自宅で、事務作業中に被災。家は全壊となる。長男夫婦とともに車で避難し、知人宅で一夜を過ごす。以降1週間に2軒の親せき宅を転々とした後、市外の長女宅で避難生活を送る。</p> <p>発災から約5か月後、避難生活が長くなったため、長女宅近くの老人ホームに入所。その後、数度にわたり帰郷したい旨を訴えるが、長男夫婦も市外に自宅を構え、引き取れる状態ではなかった。</p> <p>発災から1年後頃から認知症症状が認められ、その後進行していった。</p> <p>発災から約4年5か月後、入所していた施設で、朝食までは元気であったが、午前の見回り時に、心肺停止状態でのを発見された。</p> <p>被災から死亡まで4年以上経過していること、また高齢でもあり、震災前から足の血管の病態も認められていて、被災しなくても同様の疾病が発症すると考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

【96】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	女性・90歳代
死因	老衰
死亡までの経緯等	<p>被災前から認知症の症状があり、自宅で介護を受けていた。</p> <p>施設にショートステイ中に被災するが、被災から約2週間、ショートステイを延期し施設に滞在する。その後、県内の特別養護老人ホームに一時入居し、半月後にグループホームに入居する。1年後、特別養護老人ホームに転居する。転居から20日後、施設内で転倒し、骨折。2週間入院する。その1年8か月後、再度転倒して骨折。寝たきりの状態になる。</p> <p>その後、肺炎等に罹り次第に衰弱していき、被災から6年3か月後に老衰のため死亡。</p> <p>震災の影響により治療ができなかった等の要因はなく、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【97】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	腓尾部がん
死亡までの経緯等	<p>発災前は高血圧症で月1回通院し、服薬加療を行っていたが、症状は安定していた。夫婦で農作業をしながら、自宅で生活していた。</p> <p>農作業中に被災。被災後しばらくは家の周りの片付けや、農地の修復作業、農作業に追われる。</p> <p>発災2か月後に自治体の指示により、町外に避難。避難から1か月後に町内の仮設住宅に入居する。</p> <p>発災から6年1か月後、自宅に戻る。自宅に戻って3か月後に脳梗塞を発症して入院する。検査のため転院し、腓尾部がんの診断を受ける。入院から5か月後、入院先で死亡。</p> <p>災害により、災害以前の生活の継続が困難となったことは認められるものの、災害発生以前から患っていた高血圧症については、災害の前後を通じて治療を受けていたことが認められる。また、災害から死亡まで6年9か月と比較的長期間が経過しており、直接の死因となった腓尾部がんが災害により発症したと認めるに足る客観的資料も存しない。以上により、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>

## 【98】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	3年超
性別・年齢	男性・70歳代
死因	多系統萎縮症
死亡までの経緯等	<p>被災前、定期的に糖尿病の検査のため通院していたが、薬を服用するほどではなかった。また、緑内障の治療のため定期的に眼科も受診していた。</p> <p>市外の仕事先で被災するが、発災から4時間後に帰宅する。翌日朝、避難指示が出たため、市外の避難所に自家用車で避難する。避難開始から1週間後、県外の避難所に避難。県外に避難してから10日後に同県他市の避難施設に移動する。糖尿病、緑内障の治療のため、避難所近くの医療機関に定期的に通院する。</p> <p>被災から1年2か月後ころから、夜間の尿漏れと腰痛を訴える。その1年後には、頻尿気味となり、夜間は40分おきにトイレに行くようになる。被災から2年7か月後、避難している県内のアパートに転居。転居から2か月後に閉鎖式導尿パックを装着。被災から3年9か月後、尿路感染症等で2週間入院。</p> <p>被災から4年後、地元県の県営住宅に引越し。引越し1か月後、市内の病院に入院。入院から2か月後、多系統萎縮症等との診断を受ける。被災から4年9か月後、入院先で死亡。</p> <p>災害後に発症した多系統萎縮症による病死と推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。</p>



## 4 災害関連死に係る裁判例

### (1) 裁判例を参照することの意義

災害関連死に係る裁判例については、災害弔慰金が不支給となった事例について、その支給を求め裁判において争われたものである。

裁判例については、災害弔慰金の請求者側と認定業務を行う市町村側の主張や判断が具体的に把握できるものであり、裁判所の判断も整理されていること、また、裁判の結果、市町村の不支給とした判断が維持されたものもあれば、原告側の請求が認められたものもあること等から、市町村における認定業務を行う上で参考になるものである。

### (2) 本事例集における判決

東日本大震災及び熊本地震に係る災害弔慰金の支給に関し、裁判で争われ、判決が出たもので、確認できているものは令和3年4月1日現在で15件である。

### (3) 争点

災害弔慰金不支給処分取消しについて判断が示されたもの（以下「不支給処分取消訴訟」という。）は12件。災害弔慰金の受給権について判断が示されたもの（以下「受給権訴訟」という。）が3件<sup>\*</sup>である。

※ 受給権訴訟のうち1件は、不支給処分について争われたが、原告死亡につき訴訟手続終了となり、災害弔慰金の受給権の帰属等について判断が示されたことから、本事例集においては受給権訴訟として整理している。

### (4) 控訴等

15件のうち控訴された事件は6件（令和3年4月1日現在）である。控訴された6件のうち、不支給処分取消訴訟が5件、受給権訴訟が1件である。

控訴された事件のうち最高裁判所まで争われたものが4件あるが、いずれも上告理由に該当しないとして上告は棄却とされ、不受理の決定が下されている。

### (5) 認容

原告の請求が認容されたものは15件中4件あり、不支給処分取消訴訟が3件、受給権訴訟が1件となっている。

不支給処分取消訴訟の3件は、一審判決から請求が認容されたが、受給権訴訟は、一審では請求が棄却され、控訴審において請求が認容されたものである。

(6) 裁判例一覧

東日本大震災及び熊本地震に係る災害弔慰金の支給に関する裁判例は、下表のとおりである。不支給処分取消訴訟、受給権訴訟等ごとに、地方裁判所の判決が早いものから順に整理した。

【不支給処分取消訴訟事件】

ア 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）関係

県名	No.	判決内容	判決日	対象者	死亡理由
福島県	1	請求棄却 (福島地裁)	平成 26 年 5 月 27 日	男性 65 歳	平成 24 年 5 月 29 日に自殺
宮城県	2-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 26 年 9 月 9 日	男性 76 歳	平成 23 年 10 月 20 日に胃がんにより死亡
	2-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 27 年 4 月 10 日		
宮城県	3-1	請求認容 (仙台地裁)	平成 26 年 12 月 9 日	女性 85 歳	平成 23 年 8 月 7 日に播種性血管内凝固症候群にて死亡
	3-2	請求認容 (仙台高裁)	平成 27 年 6 月 25 日		
宮城県	4	請求認容 (仙台地裁)	平成 26 年 12 月 17 日	男性 99 歳	平成 23 年 3 月 18 日に脳梗塞による急性呼吸器不全にて死亡
宮城県	5-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 27 年 1 月 21 日	女性 76 歳	平成 23 年 7 月 29 日に肺炎で死亡
	5-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 28 年 4 月 26 日		
	5-3	請求棄却 (最高裁)	平成 29 年 1 月 17 日		
岩手県	6	請求認容 (盛岡地裁)	平成 27 年 3 月 13 日	男性 56 歳	平成 23 年 12 月 28 日に心疾患により死亡
岩手県	7-1	請求棄却 (盛岡地裁)	平成 27 年 4 月 23 日	男性 80 歳	平成 24 年 3 月 26 日に胆のう腫瘍により死亡
	7-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 28 年 1 月 20 日		
	7-3	請求棄却 (最高裁)	平成 28 年 7 月 5 日		
宮城県	8-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 29 年 12 月 26 日	女性 90 歳	平成 24 年 1 月 22 日に肺炎で死亡
	8-2	請求棄却 (仙台高裁)	平成 30 年 6 月 14 日		
	8-3	請求棄却 (最高裁)	平成 30 年 11 月 6 日		
岩手県	9	請求棄却 (盛岡地裁)	平成 31 年 4 月 25 日	女性 82 歳	平成 23 年 9 月 29 日に肺炎で死亡

イ 平成 28 年熊本地震関係

県名	No.	判決内容	判決日	対象者	死亡理由
熊本県	10	請求棄却 (熊本地裁)	令和元年 12 月 4 日	女性 99 歳	平成 28 年 10 月 11 日に急性呼吸不全で死亡
熊本県	11	請求棄却 (熊本地裁)	令和 2 年 9 月 23 日	女性 93 歳	平成 28 年 7 月 28 日に肺炎が原因の心不全で死亡
熊本県	12	請求棄却 (熊本地裁)	令和 2 年 10 月 28 日	女性 94 歳	平成 28 年 8 月 20 日に間質性肺炎で死亡

【受給権訴訟事件】

ア 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）関係

県名	No.	判決内容	判決日	対象者	死亡理由
宮城県	13-1	請求棄却 (仙台地裁)	平成 26 年 10 月 16 日	女性 15 歳	平成 23 年 3 月 11 日に津波により死亡
	13-2	請求認容 (仙台高裁)	平成 27 年 11 月 13 日		
	13-3	請求認容 (最高裁)	平成 28 年 4 月 21 日		
福島県	14	請求却下 (福島地裁)	平成 27 年 8 月 18 日	男性 76 歳 女性 74 歳	平成 23 年 3 月 11 日の津波により死亡
福島県	15	原告死亡のため 終了(福島地裁)	平成 28 年 3 月 8 日	男性 50 歳	平成 24 年 3 月 18 日にくも膜下出血により死亡

(7) 裁判事例の概要

内閣府において、判決文を踏まえ、上記判決の概要を作成したものである。判決文のより詳しい概要については、参考資料に掲載している。

なお、記載に当たっては、個人が特定できないよう配慮している。

## ア 不支給処分取消訴訟事件

### 【1】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 5 月 29 日
死亡者	男性 65 歳
概 要	<p>夫が自殺したのは、東北地方太平洋沖地震が発生し、これに伴う福島第一原子力発電所における放射性物質の放出事故により、避難生活を余儀なくされたストレスで、災害前から罹患していたうつ病等の疾患を増悪させた結果であるとして、災害弔慰金の申請を行ったが、処分行政庁から不認定の決定を受けたとして、争われた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①災害前に罹患していた双極性障害等の疾病は、災害時には寛解しており、災害発生から約 1 年後まで再び増悪した形跡がないこと、②自殺の原因となるような疾患が、災害後発症した形跡はないこと、③全身の痛み等の症状は、災害から 1 年経過して発生していることから、双極性障害等の疾患の増悪又は全身の痛み等の症状の発生との間に因果関係は認め難いなどと判断し、災害と自殺による死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。</p> <p>（判決文は、参考資料 判 1 を参照。）</p>

## 【2】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 10 月 20 日
死亡者	男性 76 歳
概 要	<p>夫が胃がんにより平成 23 年 10 月に死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）の余震に怯えるなどして不安を抱えて不眠症になった上、アルコールを多飲するようになって食欲が低下したことにより死期が早まったものであるとして、災害弔慰金の請求を行ったが、処分行政庁が不支給決定（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災時の胃がんの発症の有無はもとより、その時点での進行の程度や胃がんの種類を認定し得る証拠もないから、本件震災がAの胃がんの進行に影響を与えたか否かも不明であること、②本件震災及びその後の余震に対して不安やストレスを感じていたのだとしても、一般に不安やストレスが身体の不調に影響を及ぼす可能性があるというに過ぎず、これだけで、本件震災がAの胃がん発症又はその進行に影響を及ぼしたとまで認めることはできないなどと判断し、災害弔慰金を不支給とした本件処分に違法があるということとはできないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 2 - 1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 2 - 2 を参照。）</p>

## 【3】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 8 月 7 日
死亡者	女性 85 歳
概 要	<p>内縁の妻が播種性血管内凝固症候群により死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）による住環境及び生活環境の著しい悪化から、心理的ストレス等により体調を崩して嚥下障害になり、誤嚥性肺炎を発症したり、食物摂取障害による栄養低下から免疫力及び体力が低下したためであるとして、災害弔慰金の支給を請求したところ、処分行政庁が不支給決定（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、本件震災により生活環境及び住環境が著しく悪化し、心身に多大な負担が掛かったことがその大きな要因となったものと合理的に推認することができるとし、嚥下障害、これによる誤嚥性肺炎の発症から死亡に至るまでの一連の経過には、相当因果関係があると認めて、災害弔慰金を不支給とした本件処分は違法であると本件処分を取り消し、原告の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 3 - 1 を参照。）</p> <p>なお、被告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、被告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 3 - 2 を参照。）</p>

## 【4】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 3 月 18 日
死亡者	男性 99 歳
概 要	<p>夫が死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）後、入所していた介護老人福祉施設（以下「本件施設」という。）の電気、ガス、水道が使用できない状態となり、本件施設内の気温が極めて低い状態となったことなど、本件震災による本件施設内の環境の悪化に基因することは明らかであるとして、災害弔慰金の申請をしたところ、処分行政庁が災害弔慰金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災前から心身の状況に特段変化はなく安定し、既往症の再発等の兆候を示す事情は認められず、既往症が新たな脳梗塞発症に大きく寄与したとはいえないこと、②発症した新たな脳梗塞は、本件震災による水分摂取量の不足及び生活環境の悪化による肉体的かつ精神的な負荷によって誘発されたものであることが十分に考えられることなどから、死亡は、本件震災による本件施設内の環境悪化による肉体的かつ精神的な負荷に基因するものであるとするのが相当であり、死亡と本件震災との間には相当因果関係が認められると判断し、本件処分を取り消し、原告の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 4 を参照。）</p>

## 【5】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 7 月 29 日
死亡者	女性 76 歳
概 要	<p>妻は、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）後の避難生活による肉体的かつ精神的負荷の蓄積により食欲不振に陥り、体力が低下し、徐々に衰弱し、肺炎を発症して、平成 23 年 7 月 29 日に死亡するに至ったものであると主張して、災害弔慰金の申請をしたところ、処分行政庁が災害弔慰金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災に被災した翌日に孫の家に避難をしており、避難所等における限定されたスペースでの共同生活とは異なり、震災直後から、身体的及び心理的負担が少ない生活を送ることができていたこと、②直接の死因である肺炎を発症したのは、同年 6 月 28 日頃と推認され、それまでの生活状態は比較的安定していたということができ、肺炎発症の要因となるような事情もうかがわれなことを併せ考慮すれば、当該肺炎が本件震災による肉体的かつ精神的な負荷の蓄積を原因として引き起こされたとまで認めることは困難であると解されることなどから、災害と死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 5－1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 5－2 を参照。）</p> <p>また、控訴人（原告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判 5－3 を参照。）</p>



## 【6】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 12 月 28 日
死亡者	男性 56 歳
概 要	<p>夫が、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）後の平成 23 年 11 月 22 日に急性心筋梗塞を発症し、その合併症である心室中隔穿孔を併発して同年 12 月 28 日に死亡したのは、本件震災後の生活環境の変化に伴うストレスによって高血圧症が急激に悪化したためであるなどと主張して、災害弔慰金の申請をしたところ、処分行政庁が災害弔慰金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消し等を求めた事案。</p> <p>本事案において裁判所は、本件震災により、経営する店舗が流出する被害に遭ったこと、また、行方不明になった義父母が遺体で発見されたこと、さらには、借金返済など相応の経済負担が強いられる中、流出した本件店舗の再建の見通しすら立たず、収入を得る道が絶たれたまま数か月が経過していたことから、本件震災後に、これらに起因する極度の緊張や不安等の強度のストレスを継続的に受けていたことは明らかであり、精神的ストレスが、相応のリスクを内在していた危険因子の悪化を誘発し、これと相俟って心筋梗塞を発症させたことによるものと認めるのが相当であると判断し、本件震災と A の死亡との間に相当因果関係の存在を肯定することができるとして、本件処分を取り消して、原告の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 6 を参照。）</p>

## 【7】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 3 月 26 日
死亡者	男性 80 歳
概 要	<p>夫の死は、東北地方太平洋沖地震により生じた震災（以下「本件震災」という。）に伴う著しいストレスにより認知症又はせん妄を発症したために、胆のう腫瘍の自覚症状を周囲に訴えることができなかつたことに起因するなどと主張して、災害弔慰金の支給を申し出たが、市長がこれを支給しないとの決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、原告が本件決定の取消し等を求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、認定した事実から、本件震災によって認知症を発症したと認めることは困難であるとし、胆のう腫瘍に罹患した時期やそれが重篤化した時期、胆のう腫瘍に罹患した患者の自覚症状やそれと認知症との関係、自覚症状と死亡との関係等は何ら明らかではなく、認知症又はせん妄のために実際に胆のう腫瘍の症状を訴えることができなかつたのか否かや、仮にそうであったとして、それによって死亡の時期が早まったといえるのか否かは、不明であるといわざるを得ず、一般論から、認知症悪化やせん妄発症と胆のう腫瘍による死亡との因果関係を認めることは到底できないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 7－1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 7－2 を参照。）</p> <p>また、控訴人（原告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判 7－3 を参照。）</p>

## 【8】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 1 月 22 日
死亡者	女性 90 歳
概 要	<p>母親の死は、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）の苛酷な被災体験、生活環境の激変や孤立感等による極度のストレスにより心身の負荷から肺炎を発症し、その回復能力の喪失によるものとして、本件震災と母親の死との間に相当因果関係が認められると主張して、災害弔慰金の支給を申請したところ、被告市がこれを不支給とする決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、原告が本件処分の取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、本件震災以降の入院治療や既往症の増悪などを見ると、本件震災によって精神的・肉体的に衰弱したと推認されるが、直接死因となった肺炎は平成 24 年 1 月 2 日頃に発症したと認められるところ、①その 5 か月以上前に慢性心不全の症状が小康状態であることなどにより入院先から退院可能な状態であると判断されていること、②介護老人保健施設に入所後、心不全が一時増悪したが、その後改善し、比較的安定した生活状態であったことなどから、相当因果関係は認められないと判断し、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 8－1 を参照。）</p> <p>なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判 8－2 を参照。）</p> <p>また、控訴人（原告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判 8－3 を参照。）</p>

## 【9】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 9 月 29 日
死亡者	女性 82 歳
概 要	<p>母が肺炎で死亡したのは、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）の影響で十分な食事を摂ることができなくなったことにより、体力及び精神力が低下したこと、また、かかりつけ医や本件震災後に救急搬送された病院との間で診療情報提供書を用いた十分な医療情報の共有が行われず、適切な対応がされなかったことなどによるものとして、災害弔慰金の支給を求めたところ、処分行政庁により、災害弔慰金を支給しない旨の処分を受けたことから、原告がその取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災後に低血糖発作を起こしているが、本件震災直後に通常の食事を摂れなかったことや、服薬の仕方に問題があったことに起因する、一時的なものであると認められること、②本件震災前から、身体能力の低下と転倒の危険が指摘されていたことから、本件震災前と本件震災後の状況とを対比してみても、本件震災を機に身体的状況や生活状況が急激に増悪した事実を認めることはできず、本件震災と肺炎による死亡との間に相当因果関係があると認めることはできないと判断した。</p> <p>また、かかりつけ医及び救急搬送先の病院における診療情報の共有についても、問題があったことも認められないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 9 を参照。）</p>

## 【10】

災害区分	地震（平成 28 年熊本地震）
死亡日	平成 28 年 10 月 11 日
死亡者	女性 99 歳
概 要	<p>母が嚥下障害による誤嚥を原因とした呼吸器不全により死亡したのは、平成 28 年 4 月 14 日から同月 16 日に発生した熊本地震（以下「本件地震」という。）のストレスによって低栄養状態となって免疫力が低下し、これによって細菌感染に伴う急性胆のう炎が生じて発熱し、これらによる身体への負荷が原因であるとして、災害弔慰金の支給を申請したところ、処分行政庁により、災害弔慰金を支給しない旨の処分を受けたことから、原告がその取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①入所していた住宅型有料老人ホーム（以下「本件施設」という。）は本件地震による大きな被害を受けておらず、生活状況は本件地震の前後を通じて大きな変化が認められないこと、②本件施設内の遊びや体操といった活動にも参加し、これらの活動を楽しんでいる様子が認められること、③そのほかにストレスによって胆石性急性胆のう炎を発症したことを明確に裏付ける証拠はないこと等も踏まえると、本件地震によるストレスが、本件地震から約 2 週間後の胆石性急性胆のう炎発症の主要な原因であったとは認めることはできないことから、本件地震と死亡との間に相当因果関係があるとは認められないと判断して、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 10 を参照。）</p>

## 【11】

災害区分	地震（平成 28 年熊本地震）
死亡日	平成 28 年 7 月 28 日
死亡者	女性 93 歳
概 要	<p>母親は平成 28 年熊本地震（以下「本件震災」という。）のストレスにより不眠や低栄養状態となって免疫力が低下し、それによって肺炎を発症し、心不全で死亡したとして、災害弔慰金の支給を申請したところ、処分行政庁は災害弔慰金を不支給とする処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分は死亡と本件震災との相当因果関係の有無についての判断を誤った違法なものであると主張して、原告が本件処分の取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災によって入院先の病院内の繁忙度や環境が大きく変化したとはいえ、これによって多大なストレスを受けたとまで評価することもできないこと、②不眠症状の訴えは、睡眠誘導剤の処方中止の影響である可能性も相当程度残ると言わざるを得ず、本件震災の影響によって生じたと直ちに認めることはできないこと、③食事摂取量の観点からも、血液検査結果の観点からも、本件震災後に栄養状態が本件震災前に比較して相対的に悪化したとは認められず、死亡と本件震災との間に相当因果関係は認められないことから、処分行政庁の判断は相当であり、本件処分が違法であると認めることはできないと判断し、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 1 1 を参照。）</p>

## 【12】

災害区分	地震（平成 28 年熊本地震）
死亡日	平成 28 年 8 月 20 日
死亡者	女性 94 歳
概 要	<p>母親が間質性肺炎によって死亡したのは、平成 28 年熊本地震（以下「本件震災」という。）及びその後の避難生活による肉体的・精神的影響に起因するものであるとして、災害弔慰金の支給を申請したところ、処分行政庁は本件震災と A の死亡との間に相当因果関係が認められないとして、災害弔慰金を不支給とする処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分は本件震災と A の死亡との相当因果関係の有無についての判断を誤った違法なものであると主張して、原告が本件処分の取消しを求めた事案である。</p> <p>本事案において裁判所は、①本件震災によって一定の肉体的・精神的負担を受けたとしても、それが体調悪化を招いたことや、死因となった細菌性肺炎を契機とする間質性肺炎の急性増悪を引き起こしたことまでは認められず、②かえって、本件震災当時 94 歳と高齢であったこと、③平成 25 年時点においても将来的な心肺機能の低下の可能性が指摘されていたことなどを踏まえれば、本件震災等の特異な事象の影響なくして死因となる病態に至ったとしても、不自然であるとはいえず、本件震災と死亡との間に相当因果関係があるということとはできないと判断し、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 1 2 を参照。）</p>

## イ 受給権訴訟

### 【13】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 3 月 11 日
死亡者	女性 15 歳
概 要	<p>本件は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により死亡した子の母親（原告）が、被告に対し、災害弔慰金の支給の申立てをしたところ、災害弔慰金の支給を受けるべき遺族としては、母親が祖母に優先することになるが、処分行政庁は、祖母の方が母親である原告よりも死亡した子との関係が深いとして、災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「本件条例」という。）4 条 3 項に基づき、原告ではなく祖母に災害弔慰金を支給するべきであると判断して、原告の支給申立てに対して不支給決定（以下「本件決定」という。）を行ったことから、原告が本件決定の取消しを求めた事案。</p> <p>なお、原告は、死亡した子の生後数か月後に離婚し、離婚後一度も会っていなかった。</p> <p>本事案において裁判所は、処分行政庁の判断は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び条例の解釈を誤った違法はないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判 1 3 - 1 を参照。）</p> <p>原告が、原判決を不服として控訴したところ控訴審は、控訴人（原告）及び祖母の両名から処分行政庁に対して災害弔慰金支給の申立てがあったが、本件条例 4 条 2 項の定める順序に従えば、母親である控訴人が祖母よりも先順位となるところ、先順位者である控訴人に対して災害弔慰金を支給することを物理的に困難とする事情は何ら存在せず、本件条例 4 条 1 項 2 号に従い控訴人に支給すべきものであり、本件決定は、同条 3 項の要件を欠く違法なものといわざるを得ないから、取消しを免れないとして、原判決を取り消して控訴人の請求を認容した。（判決文は、参考資料 判 1 3 - 2 を参照。）</p> <p>なお、被控訴人（被告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判 1 3 - 3 を参照。）</p>



## 【14】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年 3 月 11 日
死亡者	男性 76 歳、女性 74 歳
概 要	<p>原告が、原告の両親が災害により死亡したことを理由として、被告に対し、災害弔慰金の支給等を求めたところ災害弔慰金の支給等を拒絶したことから、災害弔慰金等の合計額のうち、法定相続分の額及びこれに対する被告が原告に対して支給を確定的に拒絶した日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案。</p> <p>本事案の背景として、原告には兄弟が 2 名おり、うち 1 名が災害弔慰金等を既に受給していた。被告は、原告からの支給申請を受理した上で、原告の兄弟に災害弔慰金等を全額支払い済みであることを理由に、原告に支給しない旨を通知。</p> <p>本事案において裁判所は、災害弔慰金受給権は、被告町長による因果関係等に関する一次的かつ公権的な判断を経た支給する旨の処分によってのみ具体的に発生するものであり、これが被告町長による処分に当たることからすれば、被告町長による支給しない旨の決定に対しては、行政手続法その他の法令に基づく不服申立て又は抗告訴訟を提起することにより、被告町長の当該判断の適法性を争うことによってのみ、災害弔慰金受給権の存否が確定され、被告町長の支給する旨の判断を経ないまま、訴訟を提起し、直接、災害弔慰金の支給を求めることは許されないと解するのが相当であると判断し、原告の請求を却下した。（判決文は、参考資料 判 1 4 を参照。）</p>

## 【15】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年 3 月 18 日
死亡者	男性 50 歳
概 要	<p>原告の子の死亡について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力株式会社が設置、運転する福島第一原子力発電所の事故による災害（以下「本件震災」という。）との関係で、処分行政庁が災害関連死の判定につき不認定との決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、原告が、本件決定は違法であるとして、被告に対し、その取消し等を求めた事案。</p> <p>原告は本件訴訟の係争中に死亡したため、同人の実弟に当たる原告相続人が、相続により原告たる地位を当然に承継したと主張した。</p> <p>本事案において裁判所は、①災害弔慰金の支給等に関する法律等の趣旨及び規定からすれば、災害弔慰金受給権を死亡者の遺族に一身専属的に帰属する権利として定めたものと解するのが相当であり、相続の対象とはならないといわざるを得ないこと、②特定範囲の遺族にのみ災害弔慰金を交付するのが法の趣旨と解されることからすれば、原告の死亡により相続されることなく消滅したものと解されるとして、原告の死亡により終了したとするのが相当と判断した。（判決文は、参考資料 判 1 5 を参照。）</p>